

天正期能登国における芦嶋寺等覚坊の檀那場形成 —新出史料『自坊旧記』をめぐって—

高野 靖彦

はじめに

立山山麓の芦嶋寺に残存する古文書史料は、昭和30年頃から木倉豊信氏が解読・整理をすすめ、『越中立山古文書』と題して活字化された¹⁾。これらは富山県内最古の文書である正平8年（1353）に桃井直信が芦嶋寺僧徒へ宛てた合力催促状をはじめとする、芦嶋寺一山会所蔵（現在は芦嶋寺大仙坊で収蔵）の一紙文書の史料群（現在の形態は巻子本）を翻刻したものである。さらに、廣瀬誠氏と高瀬保氏が芦嶋寺一山会所蔵の帳冊類の史料群を解読・整理し、さきの続編として、『越中立山古文書』と題して活字化された²⁾。むろんそれらが全ての芦嶋寺の古文書を解読したものではないにせよ、これらの諸先学の労作が基本史料となり、それまで史資料で検証しえなかった「立山信仰」研究を飛躍的に進展させたことは論をまたないであろう。

そうした江戸時代の芦嶋寺を主軸とする「立山信仰」研究は、多岐に及んでおり、ひとつには村落としての芦嶋寺の実態³⁾、いまひとつには衆徒の諸国での檀那場と廻檀配札活動の実態⁴⁾において著しい成果をあげている。殊に後者では、膨大であるがゆえにそれまで未解読であった芦嶋寺宿坊家の檀那帳を丹念に解読し、その情報をデータベース化して分析・検討がなされている。こうしたこれまでの先行研究は、歴史学の立場で立山信仰の拠点集落である芦嶋寺の「内」と「外」の近世的実相を総体的に解明してきたものであると理解されよう。

ところで筆者は、江戸時代に芦嶋寺において宿坊を経営し、おもに能登国で廻檀配札活動を展開していた等覚坊の後裔宅で『自坊旧記』と題された文書

史料を新たに発見した。

等覚坊の位置は、現在の雄山神社祈願殿の西隣付近であったとみられるが、その後裔は金沢市へ移住したため、建造物等の名残はすでに無く、衆徒墓地内に等覚坊銘の墓碑があるのみである。それゆえ、等覚坊に関する記録は先の芦嶋寺文書に散見されるものの、芦嶋寺に現存する旧宿坊家とは異なり、これまで等覚坊の実態については不明な点が多かったのである。しかしに、本史料には、芦嶋寺一山会や芦嶋寺雄山神社、旧宿坊家などに所蔵されている古文書史料には見出せない記録も含まれているように思われる。

そもそも筆者が等覚坊という宿坊家に関心を寄せるようになった契機は、明治時代の外国人が立山へ来訪する問題を検討するなかでのことである⁵⁾。明治初期に開通社が関与した「立山新道」開削にともなって外国人が立山へ来訪した折、彼らの投宿先は旧等覚坊の神職・佐伯正範宅であった。

こうした近代の外国人登山と立山の関係において旧等覚坊へ関心を寄せたのは、おそらく高瀬重雄氏が最初ではなかろうか。高瀬氏は近代登山と立山にかかる論考⁶⁾のなかで「私は、ガウランドやディロンと語り、またサトウをも一泊させた佐伯正範について情報をもっと知りたいと願っている。また明治以降において衆徒の家から神官へ、神官から公務員へ変転しながら、遂に芦嶋寺から離村してしまった等覚坊の運命のなかに、日本近代史の投影が宿っていることを思って、その後の情報も知りたいと思っている」、「この家に、ガウランドやサトウの残して

いった断簡でも保存されているならば、それこそ拝見したい」と述べている。同論考の追記には佐伯延一氏の提供資料から判明した佐伯正範などの来歴を掲げられているが、その後、旧等覚坊に残存する史料を紹介されたものを管見の限りで見い出すことができない。

そこで本稿では、筆者が金沢市の後裔宅で発見した等覚坊の新出史料『自坊旧記』を取り上げ、かけがえない地域史の一断面を物語るものとして、その

翻刻文を一部紹介するとともに、すでに故人となられた高瀬重雄氏の疑問にささやかながら答えたいとも思うのである。

加えて、後半ではこれまでの芦嶋寺檀那場の研究成果に学びつつ、『自坊旧記』に記載されている、能登国檀那場における定宿の諸情報に着目し、檀那場の起源と形成過程について若干の考察を試みようとするものである。

1 新出史料『自坊旧記』について

まず、芦嶋寺等覚坊史料『自坊旧記』の内容を見ていきたい。筆者が、旧等覚坊の後裔宅へ史料調査でうかがったところ『自坊旧記』と題された帳冊が保管されていた。しかるに、残念ながら明治期の外国人の断簡あるいは立山登山の山行記録などは同宅には残存しておらず、等覚坊の檀那帳なども残存していないことが判明した。このことをひとまず報告しておく。

1-1. 『自坊旧記』の書誌

本史料には、表紙の題箋に「自坊旧記」とあるのみで内題はない。そのため題箋名を史料名とした。

形態は堅帳で、法量は縦26.5×横19.0cm、全丁数は60丁（うち墨付は36丁）である。内容は次のようにある。なお、〔 〕内は正題ではなく、筆者が付した便宜上の仮題である。

- a [等覚坊由来書] ([史料①])
- b 「立山開山教示 禁法十六ヶ条」
- c [正月より月迎迄之定式につき覚書] ([史料②])
- d [行清・清賢・清範・行嚴之略歴] ([史料③])
- e [諸国配札檀那廻り之心得方につき覚書] ([史料④])
- f [旧神官由緒之儀につき書上]

g [佐伯左源太改名につき覚書] ([史料⑤])

h [過去帳 第三十四代から三十八代までにつき]

このうち、b 「立山開山教示 禁法十六ヶ条」については、佐伯幸長・高瀬重雄氏らがすでに紹介しているものであり⁷⁾、f [旧神官由緒之儀につき書上] も廣瀬誠氏がすでに翻刻文を紹介しているため⁸⁾、本稿では省略することにする。加えて、いうまでもなく本史料は家文書であり、g [佐伯左源太改名につき覚書] については個人情報が多く含まれるため一部の翻刻文を掲げ、h [過去帳 第三十四代から三十八代までにつき] についても同様の理由で本稿では省略することにしたい。

1-2. 史料の翻刻

史料の翻刻は、次のような原則で行った。字体は旧字を新字に、異体字は正字に改めた。変体仮名は平仮名になおしたが、「与」「而」「茂」「江」「者」は残した。合字の「ゐ」はそのまま使用した。史料の原本には句読点はないが、適宜句読点をほどこした。史料の改行は本紀要の段落書式にあわせて改行した。判読が難しい文字は、字数が確定できる場合は□で、字数が判断できない場合は（ ）で表記した。下線部は筆者が付したものである。

【史料①】[等覚坊由来書]

当山開山慈興大上人者、文殊付属之密法の嗣也。俗姓者、近江国滋賀都人稻背入彦命之苗裔佐伯朝臣有若嫡男名有頼、生白鳳六年丁丑十一月十五日卯時、幼業儒負大志于時大宝元年辛丑春、父有若公被任越中守、則下越中国在城布施院、翌年九月十三日有頼二十六才而下布施院国中検田之時、放鷹給俄翦翔高山慕其跡、遂登立山之峯嶺立山大権現蒙神託之時、切捨鬢髮、于茲文殊菩薩弟子現慈朝、法名改慈興文殊付属之諸経戒律无所残悉伝授給、則入玉殿窟琢妙法一実之智玉澄界如三千理水、苦修練行及三歳、慶雲元年秋麓下本宮龍像洞坐禪一七日晚天、依告立藏權現巡見、芦嶋之景、仏館種々奇特之端相有演説、一族家臣之尊敬不少於于茲勸誠説法給、貴賤崇敬弥盛也。慶雲三年行滋賀、旧都吊先祖復飛錫至藤原、立山開峯始末等奏聞文武天皇則蒙勅命、同四年歳三十一帰立山、造立大宮若宮百二十末社講堂御媼堂帝釈堂閻魔堂山門仏殿法堂塔鐘樓經藏等、和銅六年癸丑秋七月、俱生神依告慈母為追善立数万之法塔、同七年甲寅春再遂參内、御媼尊降誕之由來暨文殊付属之布橋大灌頂之密法等、依奏聞元明天皇叡慮不淺、上人号等賜綸命、同年秋彼岸中日執行布橋大灌頂於于爰大仰德風、海内皆尊之、棄捨淨財造坊舍数千也。于時天平宝字三年六月十三日申刻春秋八十有三歳、永入定給。凡上人一生之化度數万人造立坊舍、七千坊四十九院建立伽藍七箇所、芦嶋寺岩崎寺文珠寺森尻日置寺大伝坊千寺原、今絕殘而芦嶋寺岩崎寺社僧連綿等血脉相承之道場也。于時不亂旧例今上皇帝宝祚万歳国家安全大樹募下君臣調和加賀大守御武運長久之祈願等、每朝於自坊不忘祈念丹誠。

尚亦佐伯家臣卜部吉胤逆常有頼之御側不離、忠義別誠而守護之臣下也。終奔恩入無為上人之弟子也。慈興上人開基内等覚院住職而數年繁茂、然戰國之砌破廢而其坊号已而爰殘、然所寶曆元年實相坊寔円從弟行清和尚再建之雖經一千百年余年領田之字名等覚田、今不朽連綿。其后享和年中迄者社名坊名相成。

坊名社名相成時々増減等有之、依改坊号三十三坊社名五人寺社所極、今号等覚坊佐伯血脉慈興大上人嫡々法相續明鏡也。近来之先住清賢大和尚、門敬大和尚、二代統當山首座院主職長相勤、法劫知世所依今爰略。右佐伯系國立山開闢慈興大上人行德自坊之由來記畢爾云。

等覚坊現住

行嚴誌之

萬延元寅申年日

【史料②】[正月より月迎迄之定式につき覚書]

当寺往古之振合帳旧記等書物ハ文政四巳年十二月六日夜、嘉左衛門ら出火ニ而、類焼平三郎、等覚坊、与治兵衛メ四軒焼失仕、尤拙坊之門敬目代相當之年ニ付、一山之書物數多預り物等有之、夫々取懸り自坊之物一品茂出し不申、燒失仕候。尤一山之造用集帳迄燒失ニ付、迷惑仕候。依之今門敬之旧記見覺の而、又承伝も有之候。尚亦正月右月迄迄之定式左ニ記。

一、正月元日朝八ツ時ニ御媼尊へ参詣、尤当住也。

尤御初穂米壹升、杉原二ツ折ニて上ル事。年玉之餅、寺中之人数程頂戴す。並ニ仏布施与して壹ニ付七寸紙壹枚ツ、餅之數程頂戴す。下向して其餅悦ひ、夫ら御膳ニ付、神酒御雜煮頂戴す。尤食前ニ当住へ寺中不残挨拶すべし御祝儀申上ル事。一切鳴り物不相成、穩便ニ可致事。先御雜煮祝へ夫らいねつむと申て、寺中不残休ミ四ツ半時右宮参り始メ大宮若宮ハ八寸紙四ツ折ニ而、白米弎合半ツ、入、御初穂上ル事。同ク年玉之餅仏布施与して七寸紙各寺中之人数程頂戴す。尤朔日より七日之間、於媼堂毎朝加賀大守御武運御長久家内安全之御祈祷有之ニ付、出勤可致事。

一、朔日右七日之間、毎朝御雜煮之事。併シ三ヶ日

ハ何れ豆腐昆布牛房大根雜煮ニ用ル事。四日右
ハ随意。併シ雜煮ハ先膳ニ御座候。合草ハ勝手
ニ可致事。

一、二日諸事始め并藏ら開等可致事。
且亦当山首座一老長官二老院主并役寺等江年頭
可致事。

一、二日 山内一統年礼ニ御座候、惣礼。

一、三日 女中之礼有之事。

一、四日ハ二老院主年礼被遙、門口ニ而礼を請ル事。

一、七日 七草ノ御粥 此粥ニハ口祝へほんニ有之
品物入て七草ノ粥として祝ふべし併シ餅入ル
事。尤此朝飾り餅ハ下ケ申候。

一、八日 薬師參り与申て開山様江参詣九ツ半時八
寸紙四ツ折ニして白米弐合半入、御初穂上ル。

一、十一日 毘沙門開き又吉祝始め与申てしきぞめ
仕、其粉を以十五日之朝小豆がへ之中へ団子ニ
して入ル事。又高野村より大夫清光与申ハ毘沙
門様を持參ニ付、御初穂ハ白米壹合并米餅壹ツ
栗餅壹ツ右三品御初穂ニ上ル事。尤十一日ニし
き初、洗ひ初、つき初可致事。又御日待之義ハ
目代より集ニ参る時、白米三合ツ、上ル事。

一、十四日 をもきもき拵ひ本尊始諸神迄も備之、
且かつき箸拵、尤箸之長サ一尺弐寸すべの花与
申て頭ニ少々付る事。又秋葉様与して講堂ニ護
摩たける時ハ門前若者共取持ニ而奉加ニ廻る
時は弐十四文ツ、上ル事。

一、十五日朝 小豆粥ニ志き初の団子を入而祝ふ
事。尤此朝餅花始め諸事飾り物揚て炉ニ而焼き
其火ニ而御かへをたく事。

一、十六日 焰摩堂、参詣御初穂大宮通り持參之事。

一、十八日 講堂、参詣御初穂ハ大宮通り上ル事。

一、廿日 菜汁ニ餅入て悦ふ事。
此日廿六日夜、持之奉加ニ多分門前若者共取持
ニ而參ル其節自分も月持ニ出ル時ハ白米三合
ニ錢弐拾四文ツ、上ル。

一、二月朔日ハ重子ノ朔日与申て汁団子ニ而悦ふ事。

初尊ハ小豆飯。

十五日 涅槃会 栗飯小豆入。

一、三月節句ハ艾団子ニ而悦ふ。御媼尊ヘ艾団子大
躰米三合斗リニ而壹枚押上ル事。

一、四月八日 小豆飯ニ而、甘茶煎し休日。

一、五月五日 菖蒲艾ニ而屋根をふく、又風呂湯立
ル神前ヘ神酒備ヘ菖蒲を口ニさし其下りを寺
中ニ而悦ふ。尤 御大守様御武運御長久御子孫
繁栄暨五穀成就国家安全之御祈祷修行可致事。

一、同廿二日三日両夜ハ講堂ニおいて不退之御祈祷
有之ニ付、堅固ニ可致出勤事。

一、六月七日 流水灌頂之義ハ、諸旦那より信施を
請、寺勢相続之身分ニ付、為法施滅罪之ため一
山之衆徒集会仕、仲間之内ハ懸錢は百三十六文
宛奉賀之義ハ志シ次第二御座候。

一、六月祭礼ハ大切之御祈願ニ付、身を清浄ニして
可致出勤事。大夫尼場ニ来ル時は、白米三合七
寸之御膳ニ入、上二十弐銅壹ツ初穂ニ上ル事。
又御神酒出ス。盃はおかさ碗ニテ酒の肴は青菜
種のみ台所へ出せバ大夫之内壱人來て給仕して
寺中ニハ少シ茂かまへ無之。併シ小僧成共又
ハ当住成共仏前之西之方ニ輪袈裟ニ而扇子を
持、挨拶を請る事。

一、七月七日 白粥して祝ふ事。

十一日 墓ノ掃除可致事。

十三日夜ハ開山御廟所へ参詣可致事。

十四日五日之間ニ墓ヘ参詣致し又十五日之昼ハ
蕎麦切供養して靈位ニハ珍味を御地足ニ可致
事。十六日之おはぎ致し聖靈を送る事。

一、十六日之朝八ツ時ニ於御媼堂千巻心経ニ而御大
守様之為御寿齡御祈祷有之ニ付、清浄ニして可
致出勤事。同日焰摩堂ニおいて念佛供養有之。

一、二百十日ニハを萩を拵へ祝ふ事。

一、八月朔日ハ小豆飯ニ而祝ふ事。

一、八月十五日放生会 枝大豆を以献じ供養して祝
ふ事。

一、同彼岸中日ニハ格別 御大守様 御武運長久御子孫繁昌五穀成就國君靜謐之御祈祷ニ而一七日以前より清淨潔白ニして元る彼岸中七日之間可致出勤事。中日之朝赤飯ニ而祝ふべし。

一、御殿様之御札番ニ出ル時ハ隨分身を清淨ニして白衣着足袋ハ勿論□衣ニ而可致出勤事。

一、九月節句ニハ都而菊を以花供養神酒之口ニも菊の花を指備へる事。

一、同十三日ハ芋銘日与云て芋を入お萩して祝ふ事。

一、九月廿二日三日ハ五月之御祈祷通り可相心得事。尤御祈祷も首尾克相勤申ニ付、廿四日山内一統休日ニ而餅をつき國家泰平之祝へ仕候事。

一、十月八日法華八講会 開山講へ出勤ニ而法花経読誦之事。

一、蛭子大神宮ハ高野清光持參ニ付、初穗小豆壱合宛上ル事。

一、十一月二日ヨリ廿四日迄、毎朝智者大師之和讃読誦可致事。廿四日大別当江出勤可致事。

一、十二月ハ途中ニ而すす払不相成。先格ニは十一月下旬ニ相成候ハゝ、善日を撰、すすはき可致事。尤火天のみ。定例之すすはきハ十二月廿日ニ御座候間、日之善惡ニ不限、定日ニ御座候。尤すすはきの朝ハ御粥尤中へ大豆仕り味噌ずにして祝ふ事。晚ニは隨分時之物相拵へ小豆飯ニ而祝ふ事。

一、松迎与申ハ十二月十三日ニ迎へる。尤水茶桶之上迄迎置事。小豆飯ニ而祝ふ事。

一、除方ハ高野清光持參ニ付、初穗小豆壱合ツゝ。

一、十二月八日ハ針千本与申て焼餅を拵へ祝ふ事。

一、十二月廿日頃ニ伊勢大神宮より山川八大夫与申来て 御祓 曆 塗箸三膳 神明散壱服 御手紙相添 右ハ土産物御初穗ハ白米三合荸三懸代錢百拾弔銅 右三品上ル事。慶應元巳年より諸色高直ニ付、初穗増シ暮候趣□被願候ニ付百拾六銅ツゝニ致置候。

一、餅搗ハ廿七日

一、大晦日夜三度之外ニ箸がため与して先湯酒芋串式本宛、煮大豆ニ而菜積可致事。先例也。尤歳末之礼相済候上ニ而祝ふ事。

右御上様之御祈祷出勤ハ不及申、一山之勤方堅固ニ可相守事。且亦先祖之追善并ニ旧例ハ不相乱堅ク可相勤、尚更兩親江孝行可致事。

【史料③】〔行清・清賢・清範・行嚴之略歴〕（写真1）
実相坊堯範子実円弟也。

当坊中興行清大和尚、享保十六亥年ニ生産シメ、宝暦元未年等当坊再建シテ、妻ハ門前之内利左衛門いと貰ひ、夫婦六間敷寺勢相続子四人持、兄ハ当坊清賢之事ナリ。二男ハ実相坊江縁付、円瑞大和尚三男善四郎、四人目ハ藤兵衛与申ハ右弔人者門前ニ致置候事。行清ハ天明二寅年隠居して弟子清賢ニ住職讓、同く八年ニ寂。当山上八人ニ昇進して孫妻のいとハ寛政弔戌年死年五十四才ニ終。年五十八才ニして行清命終。

二代清賢大和尚、宝暦十弔年ニ生産。天明元年ニ一相坊長円子芳女妻縁仕、同弔年ニ住職仕事。子三人持、兄ハ清範、二男ハ教順坊与申ハ破廃して各目の残り再建之。秀仙与号す、三女ハ富山領上馬瀬口村儀左衛門江縁付、然ニ清賢住職ハ天明弔年ニ文化十四年迄住職して同年弟子清範ニ譲り當山ニ老院主迄昇進して年六十六才ニ而文政十亥年ニ寂。妻ハ天保十亥年歲し七十四才ニ而死。尤寛政十一年ニ式間四方之土蔵壱ツ立。天保十亥年衆徒之内、教順坊退転ニ付、其者舍弟秀仙江相続為致度旨一山江願出候処、御聞入ニ相成、即秀仙へ相続被申渡候。依之為冥加金為五両（　　）富山領上馬瀬口村儀左衛門縁付申候。

三代清範大和尚寛政六寅年ニ生産。文化六年ニ宝伝坊快順子みよ女妻縁仕、尤同年也。同十弔年ニ住

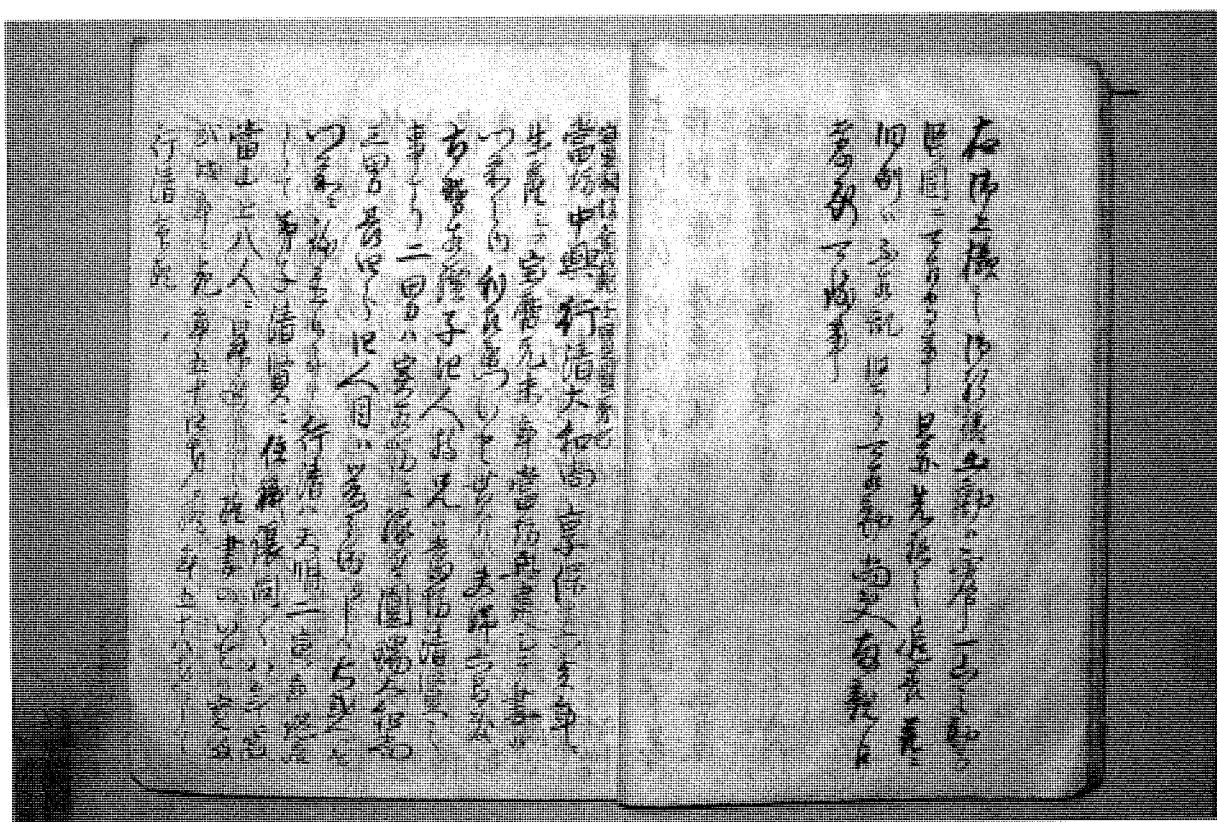


写真1



写真2

職す、二十四才ニして実相坊円瑞和尚与同道ニ而、
美濃國ニ配札旦那勤住職中三十六年、嘉永三年ニ
住職譲。子式人、兄ハ行嚴、二女ハ梅女当山ニ老院
至昇進被致之事。文政四巳年ニ類焼ニ逢、不残丸焼、
依翌年九月本堂再建仕候。立具ハ障子四間相求被成
候事。文久弐戌年八月ヨリ當山一老ニ昇進被致候。
慶応ニ寅年十月六日寂ス。

四代行嚴和尚ハ文政十亥年九月十七日朝六ツ時
ニ生産す。七歳ニして当山院主ル得度受與いたし、
十一才ニして富山稻荷町照嚴寺へ隨身して即照嚴
寺行深和尚ハ金沢三社常光寺江住職して即共ニ行。
十二才ニして寺社役所を相勤、十四才之八月まで行
深和尚ニ隨身して罷仕り、行深和尚ハ又候富山圓
隆寺へ転地仕候。行深ハ拙坊孫実相坊円瑞之子也。
十五才ニして泉藏坊鎧竜和尚江隨ひ、即尾州へ勤務
仕。十六才ニして御殿様上ル御札書申候。十七才ル
配札相勤申候事。十九才ニして加行仕、百廿日共満
足ニ修行仕候。廿二才ニ而、教藏坊照界子鶴女妻嫁
仕。同年若僧之年寄役相勤、悉雲十八章ハ満足ニ伝
受仕候。安政元寅年ニ能州御祈祷旦那中先規之通り
承知之印形取立可申事。嘉永四年、美濃國旦那中承
知之印形取立可申事。三十五才ニ而、当山役寮満足
ニ相勤上申候。四拾壹歳ニ而、媼堂別当首尾者相勤
申候事。

【史料④】〔諸国配札檀那廻り之心得方につき覚書〕
(写真2)

- 一、諸国配札檀那廻り之心得方、先衆徒一統清僧と
申てハ指支、瑕瑾ニ茂可相成事も有之哉与相心
得、依而十坊ハ清僧、弐拾八坊ハ妻帯と申来り
候。即ち十坊之内之等覚坊唱ひ來り候申ス。
- 一、家来之義ハ、能州美濃尾張とも竝て長助と申、
各自往古ル之伝來ニ御座候。
- 一、紙帷子壹枚代百拾弐銅、月水除百銅、西の河原
率塔婆代百銅、日牌壹両、月牌壹分、茶牌弐朱、

廻向として戒名何枚あるとも金壱歩、壽命講札
九十六文ツ、右ハ能州分美濃國等ハ永代廻向
一家有合之戒名相記金壱両ツニ御座候。

能州御祈祷檀那配札之砌、定宿之覚

- 一、飯川村重兵衛 天正拾八年より文政七年迄定宿ニ
御座。文政八年ヨリ高橋清右衛門江宿譲り
- 一、八田村助五郎 文禄元年より今ニ連綿与定宿ニ御
座候。
- 一、八幡村馬治郎 忠左衛門 文化弐年より年番ニ宿
可被致候。
- 一、大田村 重兵衛 天正拾八年より今ニ定宿ニ御座
候。享和拾四年ヨリ家来老人新助へ止宿為致候
事。
- 一、豊田村 孫三 宝暦元年ヨリ文政弐年迄定宿ニ
御座候。
- 一、豊田町村 宇左衛門 寛延弐年より定宿ニ御座候。
- 一、中嶋村 山田屋仁助 天正拾八年より今ニ定宿ニ
御座候。
- 一、鹿島村 孫左衛門 享保九年より文化三年迄泊り。
- 一、七海村 四郎兵衛 延宝弐年より文政弐年迄泊。
文政三年ヨリ宗三郎ニ而止宿仕候。
- 一、中居村南新右衛門 元和九年より宝暦八年迄定宿
ニ御座候。宝暦九年より徳千代ニ定宿被致候事。
- 一、沖名古村 弥右衛門 天和元年より定宿御座候。
文政十一年之頃より万助にも泊り。
- 一、伊久留村 間兵衛 天正十八年より今定宿ニ御
座候。
- 一、本江村 七藏 文禄四年ヨリ正保四年迄泊り、
慶安元年より
- 一、本江村 甚七郎ニ止宿被致候事。
- 一、本山村 半四郎 万治三年ヨリ嘉永四年迄泊り。
- 一、同村 治郎作ニ文久弐年ヨリ泊り。
- 一、木庄村 六左衛門 慶長弐年より嘉永五年迄定宿
ニ御座候。
- 一、三田村 三郎太郎 文禄三年より文政五年迄泊り。

- 一、最安寺村 亦六 文禄式年より今ニ定宿ニ御座候。
- 一、町 甚太郎 文禄式年より今ニ定宿ニ御座候。
- 一、柱山村 与三郎 享和式年より今ニ定宿ニ御座候。
- 一、八ノ田村 市郎右衛門 天正拾八年より今ニ定宿ニ御座候。
- 一、谷屋村 藤八 慶長四年より天保元年迄泊り。
- 一、鵜川村 安田屋半右衛門 慶長式年より今ニ泊り。
- 一、七海村 小川市郎右衛門 元和九年より享和式年迄泊。
- 一、矢波村 甚九郎 天正拾八年より天保四年迄泊り。
天保五年より与三兵衛ニ而泊り。
- 一、井之平村 小兵衛 承応式年より天保三年迄泊。
天保四年より安政式年迄庄兵衛ニ泊、安政三年より右小兵衛ニ泊。
- 一、宇ヶ塚村 宗四郎 文禄元年より今ニ定宿ニ御座候。
- 一、藤之瀬村 宗十郎 文録四年より今ニ定宿ニ御座候。
- 一、曾又村 孫作 萬治式年より今ニ定宿ニ御座候。
- 一、神和住村 藤右衛門 天和元年より天保十四年迄泊。
- 一、大久保村 九兵衛 慶長式年より正徳五年迄泊。
享保元年より与三兵衛ニ泊。
- 一、五郎左衛門分村 新右衛門 寛永式年より文化三年江泊。
- 一、天坂村 与重郎 天正拾八年より今ニ定宿ニ御座候。
- 一、万食村 新九郎 慶長拾九年より寛政八年迄泊。
寛政九年より宗十郎ニ而今ニ泊。
- 一、笹川村 彦右衛門 文禄三年より天明四年迄泊。
- 一、本江村 長左衛門 正保四年より寛政六年迄泊。
- 一、五十里村 甚九郎 慶長拾九年より天保式年迄泊り。
- 一、柳田村 又太郎 天正十八年より今ニ定宿ニ御座候。
- 一、石井村 善五郎 天正十八年より今ニ定宿ニ御座候。
- 一、国光村 助九郎 明暦三年より今ニ定宿ニ御座候。
- 一、久田村 作左右衛門 元文四年より今ニ定宿ニ御座候。
- 一、小間生村 藤右衛門 正徳式年より定宿ニ御座候。
- 一、圓山村 以前より肝煎宿ニ御座候。
- 一、東村 喜右衛門 寛保式年より今ニ定宿ニ御座候。
- 一、徳成村 太郎右衛門 享保式年より今ニ定宿ニ御座候。
- 一、佐野村 太郎兵衛 天正拾八年より正徳四年迄泊。
正徳五年より天保五年迄藤三郎ニ泊、天保六年より村中廻り宿ニ御座候。
- 一、桶戸村 与四兵衛 宝暦式年より今ニ定宿御座候。
- 一、井之西村 仙右衛門 文禄三年より今ニ定宿ニ御座候。
- 一、川西村 佐助 元和四年より文政十一年迄泊。文政十式年より田長之利兵衛ニ泊。
- 一、大野村 仁右衛門 天正十九年より寛永六年迄泊。
寛永七年より惣右衛門 天保八年迄泊。
- 一、時國村時國左衛門殿 天正十八年より天明三年迄泊。
- 一、下時國藤左衛門殿 明暦式年より宝暦九年迄泊。
- 一、曾々木村 久治郎 宝暦拾年より今ニ定宿御座候。
- 一、廣江村 三藏 文禄式年より明暦式年迄泊。
- 一、明暦三年より成政惣治郎ニ泊、又久兵衛ニも泊り。
今ニ両家共定宿ニ御座候
- 一、堂ヶ口村 徳右衛門 正徳式年より天保十三年迄泊。
- 一、鈴屋村 茂八郎 慶安式年より文化三年迄泊り。
御初穂ハ日ニ壱文宛也。
- 一、栗蔵村 彦之丞 天正十八年より宝暦拾式年迄泊。
- 一、寺山村 兵右衛門 文禄元年より享和八年迄泊。
享和九年より与三兵衛ニ文政六年迄泊り文政七年より兵治郎ニ泊り安政六年より助六ニ泊。
- 一、洲巻村 小右衛門 万治式年より文化十四年迄泊。

一、南山村 重兵衛 天正十九年より安政四年迄泊り。
安政五年より太兵衛ニ泊。

一、中村 長左衛門 正徳式年より嘉永式年迄泊。

一、外川原村 小四郎 寛永拾九年より今ニ定宿ニ御座候。

一、飯田村 橋本屋長左衛門 文禄三年より天保十三年まで定宿ニ御座候。

一、上戸北方村 又右衛門 天正十八年より弘化式年迄泊。同喜兵衛 天明式年より今ニ定宿ニ御座候。

一、上戸寺社村 権兵衛 明和式年より今ニ定宿ニ御座候。

一、金峰寺村 助五郎 寛文八年より文政九年まで泊。

一、黒丸村 角屋藤兵衛 文禄元年より今ニ定宿ニ御座候。

一、松波村 久作 貞享三年より明和式年迄泊り。
明和三年より兵三郎ニ泊、尤文政五年迄。

一、上村 孫市 元和四年より今ニ定宿ニ御座候。

一、宮犬村 利兵衛 慶長十八年より今ニ定宿ニ御座候。宝暦式年より安政六年迄孫左衛門ニも泊、両家ニ御座候。

一、新保村 山三郎 承応式年より宝暦八年迄泊。

一、市之瀬村 弥三右衛門 文禄元年より今ニ定宿ニ御座候。文化式年より天保十四年迄弥三兵衛ニも泊り。

一、秋吉村 六兵衛 寛文式年より天保四年迄泊。

一、不動寺村 三右衛門 元文式年より嘉永式年迄泊。

一、行之延村 六兵衛 寛永十一年より延享式年迄泊。
暫時滞之ニ相成、安政六年より元に帰り定宿ニ御座候。

一、時長村 治右衛門 正徳四年より今ニ定宿ニ御座候。

一、國重村 大畠甚六 元祿拾五年より今ニ定宿ニ御座候。

一、山中村 甚右衛門 元和式年より文化八年迄定宿ニ御座候。

一、満泉寺村 新右衛門 正徳式年より文政式年迄泊。

一、程谷村 七郎兵衛 元和式年より今ニ定宿ニ御座候。

一、真脇村 伊勢屋兵五郎 天正十九年より今ニ定宿ニ御座候。

一、小浦村 四郎左衛門 慶長十九年より今ニ定宿ニ御座候。

一、羽根村 長三郎 慶長十八年より今ニ定宿ニ御座候。

一、宇出津町 中組 水谷屋源右衛門 天正十八年より今ニ定宿ニ御座候。

右者、前文之通、文政四巳年十二月六日類焼ニ合、諸書物類焼失いたし漸々其節之手帳にて書申ニ付、其通り爰ニ記置申候事。

一、能州鳳至郡中居村ハ是迄相善坊与両寺入交、配札仕来り候処、慶應二寅年両寺以實意示談仕、中居北村ハ宜敷村柄ニ付、中居北村ハ相善坊之是迄之宿有之故、北村御望ミ、尤中居南村拙坊へ相渡、是ハ村柄悪敷故、中居北村之内ニ候得共、沖名古相添被下、又珠洲郡松波村相添被下、右三ヶ所拙坊へ引請、中居北村相善坊引請双方納得之上治定いたし候事とも上之來、双方彼是無御座管ニ御座候。

一、鳳至郡下町野組天領大野村、珠洲郡不動寺村、右武ヶ村ハ以金子買請申ニ付、相善坊ニ而已來彼是無御座候事。慶應二寅年取極メ同卯年一山江相達候所、売買之義ハ御両国之内ハ不相成候趣被申添候ニ付、今般改而中居北村ハ相善坊分、中居南村ハ村柄悪敷尤中居北村之義ハ相善坊ノ宿も有之、勝手宜敷義ニ付、御引取被成、南村ハ拙坊へ引取、尤北村之分ニ候得共、沖名古村之義ハ拙坊へ引請并ニ珠洲郡松波村同郡飯田村、同郡不動寺村、鳳至郡町之谷、天領大野村右五ヶ村ハ中居南村ニ相添被成、尤双方示談之上先方より内々金子追金被相願、依而拙坊より金子四両追金相渡、一山之趣ハ替村之趣意ニ証

文取極メ双方治定仕候。依之為取替書一札左之
通り。

替村ニ付持替一札之事

能州檀那場之内入合村振分左之通り
一、鳳至郡中居北村拙坊ニ而永代支配可致候。尤北
村者村柄宜敷、中居南村ハ惡敷、依惡敷、依而
北村之分ニ候得共、沖名古村ハ貴坊ニ御支配可
被下候。外ニ珠洲郡松波村同郡飯田村同不動寺
村鳳至郡町之谷天領大野村右五ヶ村中居南村
ニ相添渡すニ付、永代於貴坊ニ御支配可被下
候。尤是迄往古より旧縁之檀那場両寺入合之場所、
嘉永元申年於一山ニ三ヶ国潤色割符之節ニも
格別思召有之候而、割符被為成下候。然所、貴
寺拙坊両寺入合村之分、今般實意を以、双方示
談相決シ納得之上双方振分致置候上ハ後亦混
雜不致様ニ相心得、依而振分治定仕候上ハ我等
子、孫、ニ至迄毛頭彼是申分無御座候。為後年
為替書一札如件。

慶應三卯九月

本人
相善坊 印
請人
一相坊 印
同斷
宝龍坊 印

等覚坊殿

見届相違無御座候、以上

中老
一相坊 印
専行事
福泉坊 印
役寮
権教坊 印

右、是迄相善坊与双方入会村之分、右五ヶ村丈ケ
此度示談之上、振分いたし候間、為取替証文いたし

置候事。

【史料⑤】〔佐伯左源太改名につき覚書〕のうち

一、明治五年十一月、第六大区小三区組合長被申付、
右小三区之外四谷尾村・新屋村・横越村・竹林
村横江新村、合五ヶ村關係主附也。然ルニ明治
六年六月一般之改正ニ付、組合長御廢止ニ相
成、直ニ布令次被申付、同年八月布令次辭職シ
テ、立山峯雄山神社祠掌被申付、同勤ハ岩崎ノ
方ニ佐伯敬治令多ニ間令有久令豊吾、祠官ハ富
山貴族大内弘麻呂都合六名也。

明治七年三月、兼補權訓導、同年八月森尻村鄉
社神度神社祠掌兼勤被申付、明治八年十月兼補
訓導。

明治七年五月左源太卜申通称不都合ノ義有之ニ
付、致出願更右正範卜改称ノ事。

明治十一年、村社祠掌二十ヶ村兼勤申付、則チ
上新川郡千垣村・横江村・泊新村・三塚新村・
西大森村・中村・下沢村・四谷尾村・谷口村・
湯崎野村・柳原村・原村・本宮村・龜谷村・下
山和田村・中地山村・才覚地村・牧村・松木村・
岡田村也。

一、明治十四年五月一日 権少講義拝命。

一、立山講社副社長六月。

一、立山講社創業以来、引續講務盡カス神威ヲ光輝
ニ依テ惣社長ヨリ金六拾圓賞與ス。

明治十四年七月二十六日。（中略）

明治十七年十一月廿日

補權中講義

管長從四位

子爵 稲葉正邦

2. 江戸時代後期の等覚坊

2-1. 等覺坊由來書

江戸時代の等覚坊は、「芦嶋寺高割山絵図」⁹⁾によれば、講堂・開山堂・大宮・若宮などで構成される立山権現社の式地の西側、ひとつ道を挟んで教順坊のすぐ西隣に位置していた。【図1】

現在の雄山神社中宮祈願殿の東側は、教算坊・大仙坊・泉蔵坊等の旧宿坊家が往時の面影を残して現存しているエリアである。他方、西側は民家が建ち並び、往時の宿坊家の雰囲気をほとんど残していないエリアである。

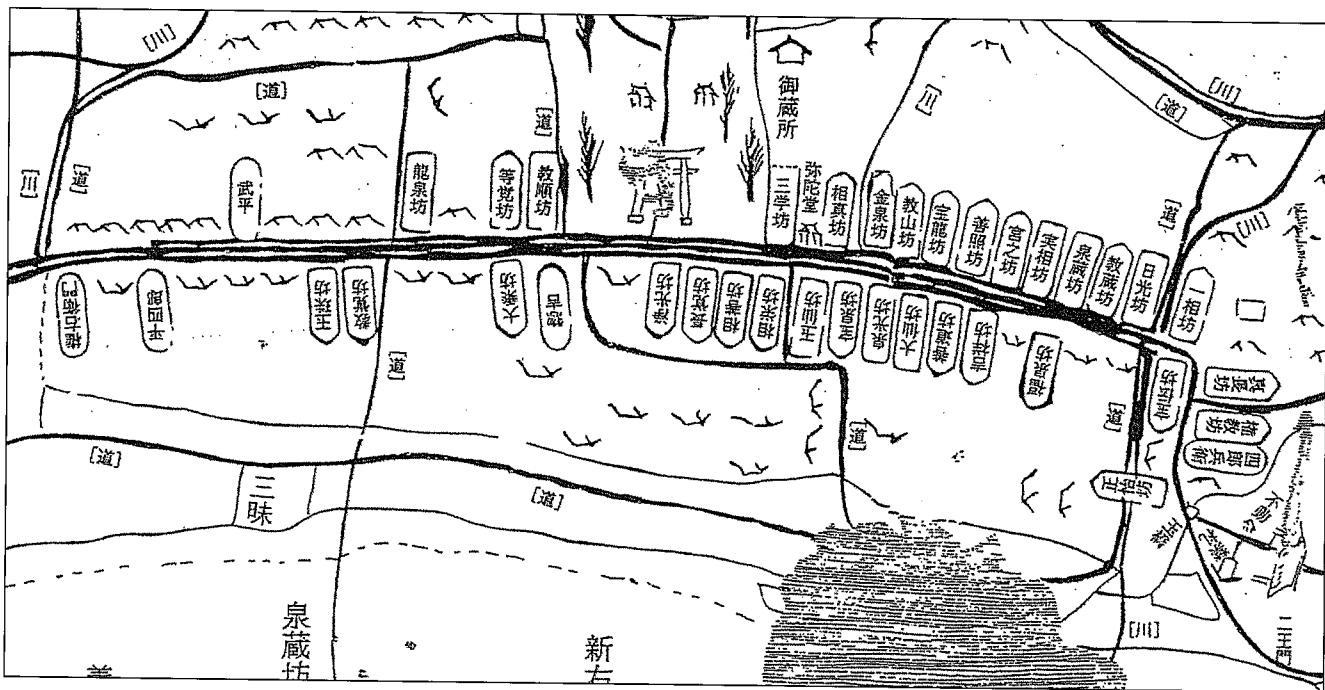
芦嶋寺一山組織の構成は、享和元年（1801）に33衆徒5社人に固定することが知られ、福江充氏の芦嶋寺文書の分析によれば、延宝2年（1674）には8衆徒12神主であったものが次第に増加して享和元年に33衆徒5社人が藩に公認され、それとともに諸国での廻檀配札活動が拡大していくなか

で檀那場の形成も進んだものと想定されている¹⁰⁾。

さらに、福江氏は宿坊家の確定について、①江戸時代前期には既に衆徒として確定してしまっていた日光坊などの宿坊家、②江戸時代前期から江戸時代中期にかけて確定した宝泉坊や福泉坊・權教坊などの宿坊家、③江戸時代中期から江戸時代後期にかけてようやく確定した宿坊家、という3段階の時期的区分を提唱している¹¹⁾。

等覚坊の宿坊号については、享和元年（1801）に芦嶋寺衆徒・社人が加賀藩寺社奉行へ宛てた書き上げである「乍恐書付を以奉申上候」¹²⁾が文献上の初出である。福江氏の議論に従うならば、等覚坊は③の区分に入り、江戸時代後期において新規に確定した宿坊家ということになろう。

また、天保11年（1840）の芦嶋寺から郡奉行への書き上げによれば、先の衆徒・社人をさらに組み



【図1】「芦嶋寺高割山絵図」にみる芦嶋寺宿坊家と等覚坊の位置

本トレース図は『「山宮」に生きる—立山のくらしと民具』（富山県〔立山博物館〕、2003年）から該当部分を転載し、加筆したものである。

分けして「芦嶋寺衆徒五ヶ寺組合」と称される五人組が結成されている¹³⁾。これらは6つの組合からなり、等覚坊は、龍泉坊・三学坊・相真坊・金泉坊・教算坊の同年の組合頭となっており、国法や山法の触方を担当したようである。同年の他の組合頭は、大仙坊・相善坊・教覺坊・日光坊（以上衆徒）・惣吉（社人）となっている。

さて、【史料①】は等覚坊の由来書である。奥付によれば万延元年（1860）に等覚坊第34代・行厳が書写したものである。これに「立山開山教示 禁法十六ヶ条」（省略）が続いて記されているが、その墨跡を見ると同一人物のものであるとみられる。これらが原本なのか留書（写本）であるのかはついで、他所の記述に原本が焼失したとあり、帳冊にまとめて記載されているため留書とみなしてよいであろう。おそらく本史料のほとんどが行厳によって書写されたものであると思われる。

「當山開山慈興大上人者…」から「…於自坊不怠祈念丹誠」までの部分は、立山開山の由来であるが、これは安政3年（1856）12月に「立山開山以来之宗掟暨行法之様子、且又右ニ付往古る之記録并伝來之義等、御用番る御尋有之候間、夫々御書出可有之候」として加賀藩寺社奉行から宗掟行法・旧記等の提出を命じられたため、翌年1月に芦嶋寺一山が寺社奉行所へ提出した書上の留書である¹⁴⁾。留意すべきは、芦嶋寺一山の開山由来に続けて、等覚坊の由来を加えて坊家の旧記としていることで、そこから芦嶋寺一山という宗教的組織が衆徒・社人を統制していたことをうかがうことができる。後者の由来では、立山開山慈興上人の開基による等覚院が戦国期に破壊され、坊号のみが残されたが、宝暦元年（1751）に実相坊実円の弟であった行清が字等覚田の地に「再建」し、享和年中までに社名坊名が固定されて等覚坊と号したとしている。そのことは先述したとおり等覚坊が新規に確定した宿坊家であるとの傍証となりえよう。

2-2. 宿坊家の年中行事

【史料②】は等覚坊における年中行事の覚書である。文末に「右御上様之御祈祷出勤ハ不及申、一山之勤方堅固ニ可相守事。且亦先祖之追善并ニ旧例ハ不相乱堅ク可相勤、尚更両親江孝行可致事」とあることから、一山勤方の心構えとともに「家」の相続という意識がみえ、宿坊家の後継にむけての書留であると思われる。

また、「当寺往古之振合帳旧記等書物ハ文政四巳年十二月六日夜、嘉左衛門る出火ニ而、類焼平三郎、等覚坊、与治兵衛メ四軒焼失仕、尤拙坊之門敬目代相当之年ニ付、一山之書物数多預り物等有之、夫々取懸り自坊之物一品茂出し不申、焼失仕候。尤一山之造用集帳迄焼失ニ付、迷惑仕候。依之今門敬之旧記見覚の而、又承伝も有之候」とあることから、文政4年（1821）12月の火災で等覚坊が一山から預かっていた書物、自坊の書物が焼失したため、門敬目代の覚書と伝承によって書かれたことがわかる。

芦嶋寺一山の年中行事や加賀藩主に対する年頭御礼については諸本が翻刻されており¹⁵⁾、そこから宗教的組織における重要な儀式・行事を滞りなく行うための詳細な内容を文章化していたことが明らかくなっている。ただし【史料②】のように、宿坊家のなかで古来のしきたりや年中行事の内容を文章化したものがあったことは興味深いものがある。ここでは紙幅の都合で内容を細かく取り上げないが、宿坊家の年間を通しての動態を知ることができる貴重な記録であるといえよう。

2-3. 等覚坊四代の事績

次の【史料③】は歴代等覚坊主のうち、行清・清賢・清範・行厳の略年譜を記したものである。四代が特記されているのは、おそらく宿坊家・等覚坊の再興に尽力したからであろう。

行清（等覚坊第31代）は、享保16年（1731）に実相坊実円の弟に生まれ、天明8年（1788）に58

歳で没している。宝暦元年（1751）に等覚坊を再建したため「中興」とされ、一山上八人にまで昇進している。妻は門前利左衛門の女いとで4人の子をもうけ、うち次男（円瑞）は実相坊へ養子として入り、三男四男は門前¹⁶⁾の居住となった。

清賢（等覚坊第32代）は、宝暦12年（1762）に生まれ、文政10年（1827）に66歳で没している。天明2年（1782）から文化14年（1817）まで住職をつとめ、一山二老院主にまで昇進している。妻は一相坊長円の女房で3人の子をもうけ、そのうち次男は教順坊を再建して秀仙と号している。

清範（等覚坊第33代）は、寛政6年（1794）に生まれ、慶応2年（1866）に没している。文化12年（1815）より住職をつとめ、文久2年（1862）には一山上八人の最上席である一老長官にまで昇進している。24歳のときに実相坊円瑞（等覚坊第31代行清の次男）に同道して美濃国へ廻檀配札に出かけている。文政4年（1821）に等覚坊が全焼したが、翌年に伽藍を再建している¹⁷⁾。妻は宝伝坊快順の女みよで、2人の子をもうけている。

行巖（等覚坊第34代）は、左源太→正範と改名しており、文政10年（1827）9月17日に生まれ、明治30年（1897）7月15日に没している¹⁸⁾。7歳で得度し、14歳まで実相坊円瑞の子である行深に同行して15歳のときには泉藏坊鎧竜と尾張国へ廻檀配札に出かけている。17歳から配札活動を行い、若僧年寄役や一山役寮、媼堂別当をつとめている。妻

は教藏坊照界子（佐伯茂里登の妹）鶴で、3人の子をもうけた。

さて、かかる四代の記載をみると、等覚坊の坊家再建には他宿坊家、すなわち実相坊の次男を養子として迎え入れ家督を継がせているとともに、他方で教順坊の再建のために等覚坊の次男が養子として入っていることから家督相続について宿坊家間での協力体制が存在している。江戸時代後期の宝泉坊では3代続けて他宿坊家の次男を迎えていているが¹⁹⁾、こうした宿坊維持体制は一山共通のものであったと考えられる。因みに、岩崎寺でも同様の体制であったようで、延命院文書『毎歳御祈願等行事ケ条帳』（弘化4年（1847）加賀藩寺社奉行所への書上）において「自坊再建之節互ニ副力可申事」、「養子いたし度向ハ成限坊中之弐三男を以取斗可申」とみえている。

また、後述するように、等覚坊は能登国に檀那場を形成していたのであるが、それとは別に、清範が実相坊円瑞に同行して美濃国へ、行巖が泉藏坊鎧竜と尾張国へ配札に出かけており、諸国への旅行も含めて廻檀配札活動を独り立ちするための訓練が宿坊家間の血縁的関係を利用して行われていたことがうかがえるのである。こうした他領国の檀那場への同行訓練は、芦嶋寺衆徒による諸国の檀那場の拡張に寄与したものであろうが、その実態は檀那場の拡張・入込の問題も含むものであり、今後検討すべき課題であろう。

3 明治時代の芦嶋寺と旧等覚坊

3-1. 神仏分離下の旧等覚坊

先に【史料⑤】を見ていきたい。【史料⑤】は明治5年（1872）から14年までの等覚坊34代佐伯正範の略年譜である。

明治時代における芦嶋寺については、佐伯幸長氏が史料・伝承にもとづいて概略を述べており²⁰⁾、さ

らに諸先学の史料的検証により、いくつかの考察が備わっている²¹⁾。その内容は多岐にわたるが、ここでは明治維新期に旧宿坊家がいかなる変容を迫られ、いかに対応したのかを整理しつつ、旧等覚坊の動向を含めて見ていく。

慶応4年（1868）3月13付の明治政府の大政官

布告で「王政復古・祭政一致」が宣言され、神祇官再興が布告された。さらに、同年3月17日付で神祇官事務局達により、社僧と称して神社に奉仕していた者は復飾（還俗）するか否かを問われ、同28日には、神号を仏号で称している神社の由来を提出するとともに神社・神前から仏教的要素の排除が命じられた。こうした同年10月までの一連のいわゆる「神仏分離令」をうけて、早速、芦嶋寺では11月に従来通り「僧行」としてとどめてほしいとの嘆願書を寺社奉行所へ提出している²²⁾。

その歎願の理由のひとつとして、春に教覚坊等が飛騨国へ配札活動に出かけたところ、国境建札に「民益無之者、不可立入」とあり、さらには同国横山番所の役人からも「これまで当國へ配札に来たが、御一新につき以後立ち入ってはならぬ」ときびしく申し渡されたことを挙げ、このような状態では廻壇配札活動が困難で途方に暮れて困っているとして経済的困窮の実情を訴えている。こうした状況が事実であるか否かについては飛騨国側の史料でも検証が必要であろうが、おそらく当該期において宿坊家が御一新を理由に幕府直轄地で入国を拒否されたという事例があったものと推察される。さらに想像を逞しくすれば、能登国における幕府直轄領は加賀藩預り地であったが、こうした入国拒否のような特殊事情がひいては等覚坊が檀那場を形成していた能登国にも及んでいたのではなかろうか。

こうした状況下、明治2年（1869）3月、金沢藩社寺方より神仏分離の申渡書が送付され、それまでの立山権現の呼称は廃止され、雄山神社と改称された。また岩崎寺と芦嶋寺の衆徒へ復飾を命じ、両嶋にその対応を求めている²³⁾。そこで、芦嶋寺衆徒はことごとく還俗して「芦嶋社人」と称し、各坊名も改名している²⁴⁾。加えて、媼堂などの宗教施設は取りはらうことになり、最終的には、旧講堂（祈願殿）・閻魔堂・大宮・若宮などは残ったが、媼堂・帝釈堂などの施設は取りはらわれ、仏像・仏具等の

散逸が進んだ。

さらに同年5月、金沢藩民政寮が発給した定書²⁵⁾により、芦嶋社人と岩崎社人はそれぞれ「東社人（東神職）」と「西社人（西神職）」と称されることになる。ここで注意すべきは、定書に「東西社人列居同等ニ而、勝劣者無之」とあり、金沢藩が東社人と西社人の対等関係を強調している点であろう。そのため同社の奉祀は双方で協力すること、さらには祈祷での神納錢や入山料である戸錢、末社への賽錢等を東西社人62軒で均等に配分するよう命じられたのである。

同年9月、藩からの従来の寄進高（50石）は廃止となり、両嶋の持高（91石5斗7升1合）も縮高として取り上げられた。かわりに両社人の雄山神社に対してそれぞれ玄米で年間50俵の神供米が改めて寄進され、東西社人62軒に対して玄米で年間13俵が給録として支給されることになったのであるが²⁶⁾、同年10月、これまでの藩寄進高に相当する草高50石については年貢米・口米の収納を十村より命じられ、芦嶋目代が請書を提出している²⁷⁾。

しかるに、明治4年（1871）、先の神供米と給録は停止となり、東西社人（神職）の職号も廃止されたのである。その後、旧社人の職務等の変遷は必ずしも認識が十分でないと思われる所以、【史料⑤】で等覚坊・佐伯左源太（明治7年に正範と改称）の事例を確認しておきたい。左源太は、明治5年11月に組合長、さらには布令次の就任をへて明治6年8月に雄山神社の祠掌に任命されている。明治7年には兼務として神度神社の祠掌、さらには訓導となり、明治11年には千垣村をはじめとする20ヶ村の村社祠掌に任せられている。殊に常願寺川左岸の原村・本宮村など広範囲にわたる祠掌任命により、この時期には旧東社人のなかにあって多くの社入金を得ることができ、経済的優位の状況に至ったとみられよう。

なお、雄山神社の初代祠官は大内弘磨で、この時

に祠掌に任じられたのは、岩崎寺の旧延命院・永泉坊・多賀坊、芦嶋寺の旧等覚坊・福泉坊の5軒であり、魚津の愛宕社祠掌に任じられたのは芦嶋寺の旧泉藏坊・日光坊・相真坊・相栄坊・金泉坊の5軒、このほか他社祠掌に岩崎寺の旧無動坊（のちに愛宕社祠掌へ追加）であったようである²⁸⁾。雄山神社の社入分による収入は祠官・祠掌のみが得ることになったのである。

さりながら先に見たように、明治6年8月、雄山神社祠掌に任じられたのが、62軒のうち11軒のみであったという事実は、旧東西社人にとって差別的待遇であると捉えたことは想像に難くない。翌9月祠掌に任命されなかつた51軒が連名で「職務之義ニ付歎願」と題する嘆願書を新川県権令・山田秀典へ提出している²⁹⁾。それによれば、神勤が認められない状況では、これまで「神納方ヲ御戸錢之名義ニ而、參詣人之諸人ヨリ貰請」し、両嶋62軒で均等配分して「家内之活計」としてきたものが、これでは経済的に困窮するため、従来のとおり神勤を認めてほしい、との切なる訴えであったが、「書面従来御戸錢ト唱候内、全ク社納之分者、舊神職ニ於テ配當不相成、寝舍之器械貸賃、暨山案内賃等參詣人ヨリ相対ヲ以テ申候儀、可為勝手事」と退けられ、51名の収入源は大幅に縮小させられ、加えて新規の神官任命も認められなかつたのである。

佐伯幸長氏は、かかる明治6年の段階で「実に両山一山の崩壊は、このことから始まったのである」³⁰⁾と述べ、当該期の組織上の画期性を指摘している。ただし、筆者は両嶋一山が組織として「崩壊」したと過大評価するよりは、外的要因とはいえ、はからずも祠掌に任じられた側とそうではない側に組織のうえで「分裂」してしまった、と評価するほうが相応しいのではないかと思われる。

確かに、諸先学が指摘するように、明治維新期の神仏分離施策は急激に進められ、岩崎寺と芦嶋寺ではその対応に翻弄させられることになったことに議

論の余地はないが、それがすぐさま一山の「崩壊」につながったかというと、その史的評価にはいささか疑問を感じざるを得ない³¹⁾。というのは、一方的な上意下達という厳しい状況は、御一新状況下で突然始まつたものではなく、藩政時代より重ねられてきたのであり、封建的矛盾を内包しながらも先人はそうした矛盾に柔軟に対応し、新たな道を切り開いてきたのである。殊に立山山麓の芦嶋寺では集落で個々に、あるいは一致団結して「渡世」のための英智を絞り、幾度も危機的な状況を何とか乗り切ってきたという経緯があり、こうした共同体の対応力をあらためて歴史的に評価することこそ重要ではなかろうか。

たとえば、かかる経緯のなかで、神職復帰による収入源を絶たれた旧社人51軒は、すぐさま別の収入対策を講じていたことをうかがうことができる。すなわち、先の「山案内賃等參詣人ヨリ相対ヲ以テ申候儀、可為勝手事」という県当局の文言を利用し、參詣人から山案内賃や山中宿泊賃などを得ることを是とし、山中宿泊所の「立山室所」の払い下げを新川県令へ請願し³²⁾、それが認可されている。そして明治9年には、旧社人51軒で「立山室所」経営のための「永約定」³³⁾を定め、そこからの年間収入を平均割して新たな収入源を確保しているのである。

とはいって、かかる明治9年の「永約定」では、先に任命された雄山神社祠掌を「立山室所」の経営に加入することを認めていない³⁴⁾。さらには明治25年8月に定められた約定³⁵⁾においても「但、雄山神社祠掌ハ、信用ヲ要セル廉有之ニ付、自今如何ナル理由アル共加入ヲ不許事」としている。したがって、旧等覚坊の佐伯正範は、旧社人が起こした「立山室所」の共同経営には参加しておらず、雄山神社祠掌などによる収入を「渡世」のための唯一の方策としたのである。

3-2. 佐伯正範と立山講社

【史料⑤】によれば、明治14年（1881）、佐伯正範は立山講社の副社長（規約では講社人員100名で1組となり、10組毎に1名置くもの）に任命されており、講社の運営に尽力したため、その実績を評価されて講社長の梅野安輝より褒賞されていることがわかる。また、明治17年には権中講義に補任されている。そこから急激な変革を求められた時代相にあって、僧侶から神職への還俗を全うした佐伯正範の人物像の一端を窺い知ることができよう。

さて、立山講社については、詳細な先行研究があり³⁶⁾、ここでは詳細な内容には立ち入らないが、その開設事情について私考するところを述べておきたい。

立山講社は、明治13年（1880）5月、梅野安輝（少講義）が発起人となり『立山講社仮規約』が発案され、入社者への心得や講社鑑札の取り決めなどがそこで規定された。さらに梅野安輝と雄山神社祠官・大内弘磨との連名で結成の許可申請を内務省へ提出し、7月22日付で内務省（内務卿松方正義）から正式に開設が許可されたものである。

立山講社の当初の開設目的は、『立山講社仮規約』の冒頭部分である「結社緒言」において明瞭に示されている。それはすでに加藤基樹氏が指摘しているように、「茲ニ於テ道路修繕ノ工ヲ起シ衆庶參拝ノ安キヲ旨トシ到底教化ニ浴シ神護ヲ祈リ鴻恩ノ万分一ヲ報セントス故ニ」とあることから、立山登拝道の整備費を工面することに目的の本旨があったことがわかる³⁷⁾。

さらに言及するならば、これまで見てきたように、明治6年に両峰内で祠官・祠掌に任じられた側とそうでない旧社人側とに「分裂」し、前者は雄山神社などの社納分の収入を得ることができた。しかるに後者は宿泊施設である室所などから収入を得ることができるようにになったとはいえ、登拝道は山岳道路ゆえにこまめに整備しないと荒廃するため、修繕費

が捻出できないことは旧社人側にとって死活問題であったものと考えられる³⁸⁾。同じく祠官・祠掌側においても、雄山神社の社納金の減少は収入の減少に直結するものであった。すなわち、開設目的にある登拝道の修繕費の確保は、立山登拝者への安全性はもとより、双方の利害において合致したことであつたものとみてよい。

また、立山講社の諸規約においては立山登拝を促すための規約も含まれている。たとえば「係員を毎年一度、各地の講社へ派出して教会などを努る」という規約は、係員が各地を巡回することで諸収入を増やし、結果として各地からの立山登拝者数を増やすことに結びつくものである。そうした係員の巡回により、従来の廻檀配札活動を再興しようとする積極的な意図が介入していることは、容易に肯首できよう。

ただし留意すべきは、すでに祠官・祠掌に任命され、収入源を得ている側からすれば、廻檀配札活動の再興はさほど重要なことではなかろう。かかる規約が盛り込まれているのは、明治6年以降、収入源を大幅に制限されてしまった旧社人側の遺恨が組織内に影を投げかけており、それゆえ廻檀配札活動の再興を待望する旧社人側への配慮策であることを押さえておきたいのである。

すなわち、立山宗教組織内の「分裂」問題は、両峰の一一致団結を阻むほどの根深いものであったとみられ、かかる問題を基点にして立山講社の開設事情をみると、それは梅野安輝という人物によって周到に画策された、立山宗教組織内の融和策であると理解されうる。講社長（のちに教長）である梅野安輝が最終的に目指していたのは、雄山神社の「国弊社昇格」という悲願であり、その達成のためにまずは避けては通れない両峰内における協調関係の再築を第三者としてはかったものと推断されるのである。

要するに、立山講社の開設という問題は、諸規約

にみられる目的や巡回による檀家縁の復興という論点で議論するものというよりは、むしろ梅野安輝を中心として明治15年から請願活動が本格化する雄山神社の国弊社昇格運動の一環と捉え—それは芦嶋寺にとっても達成すべき課題であり一かかる昇格運動のなかに位置づけて議論するべきものであると私考される。本稿では、ひとまず以上のような論点を提示するにとどめておくが、そうした議論において

も、立山講社の開設が明治13年でなければならなかった理由も究明するべき課題であり、当時の国弊社昇格運動というものを政治的・社会的背景もあわせて考慮する必要があると思われる。

ただ、いずれにせよ、立山講社発起人である梅野安輝という人物が主団した、雄山神社の国弊社昇格プランの全体像を無視することはできないのではないかろうか。

4 能登国における等覚坊の檀那場形成に関する考察

4-1. 能登国における等覚坊の檀那場

4-1-1. 等覚坊の檀那場の実態

本史料から等覚坊の檀那場の実態を知ることはできないが、明治時代に入って配札檀那活動を行わなくなつた旧等覚坊から旧宝泉坊がその檀那場を譲り受けたため、明治23年（1890）の『立山講社巡回簿石川県能登国』と題された巡回簿が残存している。

かかる巡回簿に基づき、福江充氏は明治期の旧宝泉坊の能登国檀那場が鹿島郡・鳳至郡・珠洲郡で形成されていたことを指摘している³⁹⁾。それによれば、旧宝泉坊は鹿島郡で112戸736人、鳳至郡では1,109戸1,386人、珠洲郡では878戸2,372人で、合計すると2,089戸4,459人の講社員に対して配札檀那活動を行っていたようである。

また、巡回経路も具体的に記載されている。氷見の荒山峠を越えて飯川村を皮切りに、七尾、中島村へと至り、鹿島村から穴水、宇出津へ、さらに北上して西時国へ、そこから東廻りで洲巻、飯田から海岸沿いに真脇、小浦、羽根へと至るものであり、町村を順番に一筆書きのように廻っている。また宿数は90ヶ町村のうち合計で92軒となる。

4-1-2. 三宿坊家の別格割り

次に、本稿で等覚坊の檀那場形成を考察するにあたって留意しておきたいことは、すでに佐伯立光氏

によって指摘されている、加賀藩領国内で檀那場を形成していた相善坊・等覚坊・相真坊の三宿坊家が芦嶋寺一山から認められていた特殊事情である⁴⁰⁾。

江戸時代後期、加賀藩領国内（加賀国・能登国・越中国）における芦嶋寺での宿泊者担当については、38宿坊家で平均割りとした。すなわち、芦嶋寺38宿坊家では、加賀藩領国内（加賀国・越中国・能登国）の各村から訪れる立山参詣人の宿泊を、事前に籤引きの方法で割り当て、宿坊家間で宿泊先を入れ替えていた。その理由としては、各宿坊家の接待対応の善し悪しで偏りが生じるため、遠方より立山参詣に訪れた人々が不満をもらすケースがあり、こうしたトラブルを回避するために籤引きでの宿坊割当という措置を導入していたものと考えられている。

ただし、特に「旧縁」のあった相善坊・等覚坊・相真坊については別格割りとされ、先の平均割りのほかに旧縁の村・町数を加えた檀那場数が与えられていたという。その根拠として佐伯氏は次の史料を提示している。

「当山参詣人縮方条々」（嘉永元年八月付）

※句読点、下線等は筆者による。

（前略）

一、御領国宿坊割当り村々より諸参詣人尋来候分者、
一山自普請譬不時費造等之為助力壱人ニ付、三

文ヅ、役錢差出シ候事ハ先年より之累例ニ御座候。尤越中之国割付之節、三文錢之定目有之候得共、重而今般究置候。但シ相善坊等覚坊相真坊右三坊之義者、越能ニ配札之旧縁モ有之ニ付、此場所より来ル参詣人ハ中語連來リ其中語止宿ナレバ三文錢受取可申、中語差帰シニ相成候得者、三文錢受取ニ不及候。其旧縁村々ハ、別帳ニ扣有之。尤此三文錢取立不申分ハ諸災儀出来候共、一山ニ而諸造用差構不申三文錢取立申分ハ、造用方三ノ式ハ一山より差出シ、三ノ一者、宿坊より差出可申事。外三十五ヶ坊之義者、加越能三州より来リ候諸参詣人ハ中語有無ニ不抱三文錢急度受取可申候。若災儀有之時者、諸造用者三ノ壱宿坊より出シ三ノ式一山より相弁可申事。(中略)

一、相善坊等覚坊能州旧縁村々書出候内ニ、御領地之村々有之、又御私領入交リ之村々有之、相善坊与等覚坊之入合之村有之、此入合セ村分申分出来候時者、配札旧縁軒数ニ不抱村半分ニ引分相渡可申事。又御領地村名相知此以後ニ及ヒ、割賦仕候而モ、相善坊等覚坊之旧縁村ハ差除キ外村ヲ以三十八ニ割賦仕、一分ヅ、右両方江相渡可申候。是ハ此度旧縁村々之義吟味仕、相渡候義ニ付、以後彼是無之筈ニ候。大聖寺領割賦之節モ三十八軒割ニ候。右式ヶ所之村各相知申迄、其地参詣人番帳江差廻シ三十八軒順番を以止宿可致事。附リ金沢御城下ハ三十八割ニ付、右ヶ所分之参詣人モ同断之事。(後略)

三宿坊家の別格割りについては、福江氏が別史料⁴¹⁾で検証しているので確認しておきたい。『加賀能登宿所改帳』⁴²⁾と題される冊帳(年不詳)には、籤引きで割り当てられた村割分と町割分とが記載されており、本帳の後半に「是る等覚坊分」、「是る相善坊分」、「是る相真坊分」としてそれぞれ特別に割当地が列記されている。等覚坊と相善坊は能登国に檀那

場を有していたが、その地域には籤番号がふられておらず、あらかじめ籤引きの対象外となっている。また相真坊の割当地には籤の最終番号がふられており、あらかじめ何らかの考慮が働いていたことがうかがえ、これら三宿坊家には、別格の割当がなされていたことがわかる。いずれにせよ、別格割りとされた根拠は「越能ニ配札之旧縁」があったためで、年次については本史料では明瞭ではないが、古くからの廻檀配札活動の存在を彷彿とさせるものである。

等覚坊の割当地は、村割り分が能登国鹿嶋郡(8村)、同国鳳至郡(55村)、同国珠洲郡(26村)をはじめとして加賀国河北郡(10村)、他の宿坊家からの譲受(32村)となっており、合計131村のうち能登国の割当地は譲受分も含めると103村(98パーセント)の割合に及ぶ。これに加えて町割り分が加賀国能美郡小松町と同国江沼郡月津町である。また等覚坊は越中国の村方と町方の割当地も有していたが、村方の割当地のみを相真坊へ譲渡している。

4-1-3. 等覚坊と相善坊の入会村

先の『加賀能登 宿所改帳』には、能登国の檀那場における等覚坊と相善坊の入会村も記載されているのであらかじめ見ておく。

鳳至郡においては、中居村(慶応2年(1866)、中居北村を相善坊、中居南村を等覚坊の宿泊割当村とした)、古君村・矢波村・曾々木村・大野村(慶應2年、等覚坊の割当村とした)、寺地村・本江村・小泉村の8村、珠洲郡では不動寺村・上村・松波村(慶応2年、等覚坊の割当村とした)、寺社村・上戸村・飯田村・若山向村・若山中村・鹿野村が入会村に相当する。

【史料④】の「替村ニ付持替一札之事」以下は等覚坊と相善坊の入会村であった鳳至郡中居村の振分証文(慶応3年)であり、檀那場の取替においては一山役職の連名・連印による証文を宿坊家間で取り

交わしていたことがわかる。

江戸時代後期には、芦嶋寺宿坊家の各地での檀那場が拡大し、そのため各宿坊家の檀縁家が各地でかなり入り組んだ状況になっていたものと想定されている。芦嶋寺一山はそうした状況をある程度許容しながらも、新たな檀家縁の開拓や檀那場の拡大を奨励している⁴³⁾。慶応2年において等覚坊と相善坊が宿泊割当村を入れ替えたのは、当該期に等覚坊が置かれた一山内での立場（翌慶応3年の嫗堂別当職の担当）と能登国檀那場における配札活動の収入実態との兼ね合いが少なからず影響しているものとみられる。

4-1-4. 幕末期の檀那場をめぐる宿坊家間のトラブル

福江氏は、芦嶋寺宿坊家間における檀那場をめぐるトラブルとその收拾について、幕末期に美濃国で芦嶋寺大仙坊と等覚坊の間で発生した事例を検討している⁴⁴⁾。

天保4年（1833）、芦嶋寺一山は廻檀配札活動についての新たな規約を作成し、内部統制を図ったのであるが、その基本的な方針は、なるべく檀那場における宿坊家同士のトラブルを回避することにあった。しかるに、元治元年（1864）および同2年11月に等覚坊がその規約を犯し、美濃国各務郡芥川村の大仙坊の檀家（亀山文右衛門宅）へ立ち入って勧化を行ったため、大仙坊衆徒由道が一山役寮へ規約違反を訴えたのである。一山ではこの訴えを深刻に受け止め衆評を行い、その裁決内容をそれぞれの宿坊家へ下している。

等覚坊が一山の規約違反をしなければならないほど多くの勧進収益が必要となった背景として、福江氏は、慶応3年（1867）に等覚坊に芦嶋寺宿坊家が毎年輪番で担当している嫗堂別当の役職が回ってくるため、その嫗堂に関する数多くの年中行事の諸準備や執行の差配などに対して、精神的・経済的負

担が重くのしかかり、差し迫った事情が介在していたものと指摘している。筆者はそれに加えて、能登国に檀那場を形成していた等覚坊が、芦嶋寺を起点として方角が相反する美濃国や尾張国にまで檀縁家を求めるようになる、当該期の能登国檀那場の諸事情も併せて考慮する必要があると思われる。

以上、これまでの史料により明らかになっている江戸時代後期における等覚坊の様相について見てきた。福江充氏の綿密な先行研究により、能登国檀那場の実態、加越能地域からの参詣人の宿泊担当割、さらには幕末期の檀那場をめぐる他宿坊家間の動向など、本稿を進めるうえでの基礎的な論点は概ね提示されているといえよう。

4-2. 能登国檀那場の起源と形成過程

4-2-1. 能登国における檀那場形成の起源

前項では等覚坊の檀那場の実態や宿泊の割当村を確認したが、本項では能登国における檀那場形成の起源と過程の考察へと移りたい。

【史料④】は、等覚坊の諸国配札檀那廻りにおける心得方と定宿の留書、および能登国檀那場入会村の振分にかかる一札留である。

本史料においては等覚坊の廻檀配札活動の実態を明らかにすることはできないが、「紙帷子壱枚代百拾弐銅、月水除百銅、西の河原率塔婆代百銅、日牌壱両、月牌壱分、茶牌弐朱、廻向として戒名何枚あるとも金壱歩、壽命講札九十六文ツ、右ハ能州分美濃国等ハ永代廻向一家有合之戒名相記金壱両ツ、ニ御座候」という文言から「祈祷主体」あるいは「護符頒布主体」といった勧進方法の偏り⁴⁵⁾ではなく、それらを折衷した方法がとられており、なかでも仏前廻向が勧進方法の中心であったことが推察されよう。同じく能登国で廻檀配札活動を展開していた相善坊が牛玉宝印や祈祷札・護摩札などの護符を主体に頒布していたことからすれば、能登国での廻檀配札活動は檀那側の需要というより、やはり宿坊家の

勧進方法の得意・不得意が影響しているのものとみるほうが相応しい。

また、本史料から等覚坊が能登国以外に美濃国・尾張国にも檀那場を形成していたことがわかり、長助という名の家来を連れて廻檀配札活動をしていたようである。

さて、「能州御祈祷檀那配札之砌、定宿之覚」以下は、能登国檀那場における定宿の覚書であるが、天正18年からその数が増加していることから、檀那場の拡張がその背景にあるものとみてよい。

もっとも注目すべきは、その起源であろう。能登国定宿の起源は、天正18年（1590）にまでさかのぼり、それらを記載順に列挙すれば、飯川村（重兵衛）・大田村（重兵衛）・中嶋村（山田屋仁助）・伊久留村（間兵衛）・八田村（市郎右衛門）・矢波村（甚九郎）・天坂村（与重郎）・柳田村（又太郎）・佐野村（太郎兵衛）・時国村（左衛門殿）・栗蔵村（彦丞）・北方村（又右衛門）・宇出津町（水谷屋源右衛門）であり、計13ヶ町村となる。

芦嶋寺衆徒の定宿は、寛政5年（1793）善道坊の『諸檀那御祈祷之覚書』などの分析をとおして主に庄屋が宿を担っていたことが解明されているが、いまだ庄屋による配送システムが整備されていない段階の定宿では、等覚坊の事例をみると、交通路の要衝（飯川村（宿）・大田村・中嶋村）あわせて物流の集積地（宇出津町）⁴⁶⁾を押さえ、小地域の「小廻し」の船持ちを含めての移動拠点としていることをひとまず指摘しておきたい。

さらに、天正18年段階の定宿の分布をみると、移動拠点の飯川村→大田村→中嶋村→宇出津という経路が推測され、宇出津からは西側の海岸部に沿って北上するのではなく、そのまま内陸部へ北上して栗蔵村や時国村へ向かっていることが推測される。かつて福江充氏は、能登国檀那場の分布傾向について明治23年の旧宝泉坊の『立山講社巡回簿 石川県半能登国』に基づき、檀那場は「珠洲郡については半

島の内陸に入り込むがその他の地域については、どちらかといえば比較的立山の見えやすい富山湾側に沿って集中している」と指摘している。

確かに、相善坊と等覚坊の檀那場は、富山湾側に沿った鹿島郡・鳳至郡・珠洲郡にその多くが結果的に分布している。それは靈峰・立山を遠望できる地域であるがゆえに廻檀配札活動がしやすい地域だったからに他ならないが、注意しなければならないのは、その沿岸部地域は天正18年の段階、すなわち最初から等覚坊が檀那場形成のために進出を目指した地域ではない。定宿の分布【図2】を見ると、等覚坊はあくまでも沿岸部ではなく、内陸部へ向かっており、おそらく栗蔵村彦丞と時国村右衛門との檀家縁の確保を目指したものと推断され、次項でその来由をもう少し踏み込んで考察してみたい。

4-2-2. 天正期における奥能登

芦嶋寺衆徒がいつ頃から、何を契機として、いかなる過程で檀那場を形成していくのかという、起源と時間的推移の問題については、今のところ史料的制約から解明が困難な状況にある。

史料としては芦嶋寺日光坊所蔵の慶長9年（1604）6月10日付の断簡文書が最も古く⁴⁷⁾、そこには三河国・尾張国・美濃国がみえ、「ミのハ日光坊分」とあり、その規模は不明だが当該年の檀那場の所在を裏付けている。

ところで、先の覚書によれば、等覚坊は能登国檀那場の定宿を天正18年には設定していることから、当該期における能登国の事情をひとまず問題とし、検討してみよう。

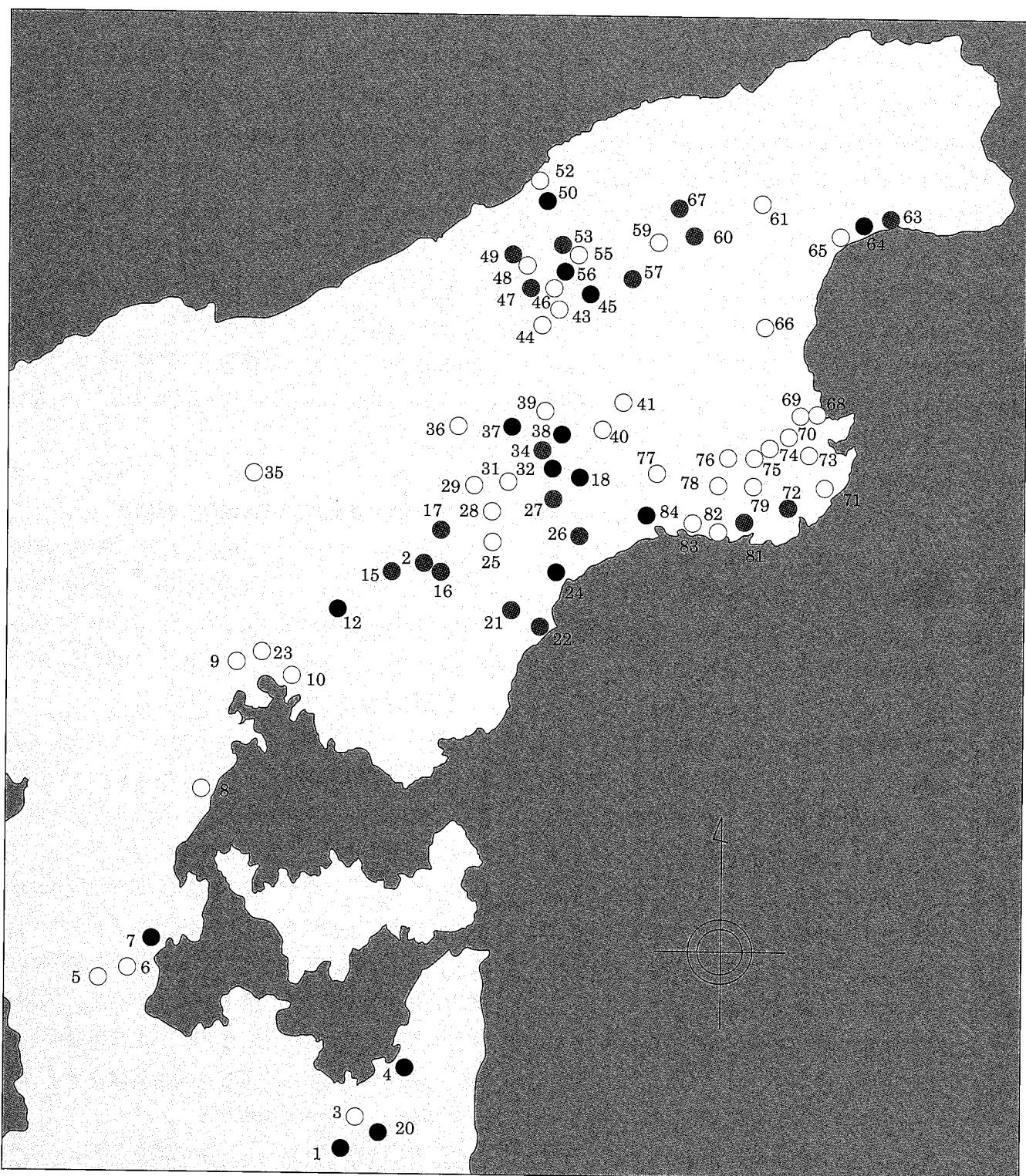
天正9年（1581）8月、前田利家は織田信長の指令をうけ前給地越前国府中から能登国に転配置され、北国支配を開始した。前田政権がとらえた一職支配は、天正9年9月5日付の奥郡百姓中宛の利家書状に「是非此節一忠節可仕候。當納を以成とも、又は末代知行成とも可遺候。若き者ども望有之時候。

【表】『自坊旧記』にみる等覚坊能登国檀那場における定宿の開始年と終了年

No.	村名	宿名	開始年	西暦	終了年	西暦	備考
1	飯川村	重兵衛	天正 1 8	1590	文政 7	1824	
4	大田村	重兵衛	天正 1 8	1590			享保14年より家来1人新助へ止宿
7	中嶋村	山田屋仁助	天正 1 8	1590			
12	伊久留村	間兵衛	天正 1 8	1590			
20	八ノ田村	市郎右衛門	天正 1 8	1590			
24	矢波村	甚九郎	天正 1 8	1590	天保 4	1833	
32	天坂村	与重郎	天正 1 8	1590			
37	柳田村	又太郎	天正 1 8	1590			
45	佐野村	太郎兵衛	天正 1 8	1590	正徳 4	1714	
50	時國村	時國左衛門	天正 1 8	1590	天明 3	1783	
56	粟藏村	彦之丞	天正 1 8	1590	宝曆 1 2	1762	
64	上戸北方村	又右衛門	天正 1 8	1590	弘化 2	1845	
84	宇出津町	水谷屋源右衛門	天正 1 8	1590			
38	石井村	善五郎	天正 1 9	1591			
49	大野村	仁右衛門	天正 1 9	1591	寛永 6	1629	
60	南山村	重兵衛	天正 1 9	1591	安政 4	1857	
81	真勝村	伊勢屋兵五郎	天正 1 9	1591			
21	八田村	助五郎	文禄元	1592			
26	宇ヶ塚村	宗四郎	文禄元	1592			
57	寺山村	兵右衛門	文禄元	1592	享保 8	1723	
67	黒丸村	角屋藤兵衛	文禄元	1592			
72	市之瀬村	弥三右衛門	文禄元	1592			両家に泊
17	最安寺村	亦六	文禄 2	1593			
18	町村	甚太郎	文禄 2	1593			
53	廣江村	三藏	文禄 2	1593	明暦 2	1656	
16	三田村	三郎太郎	文禄 3	1594	文政 5	1822	
34	笛川村	彦右衛門	文禄 3	1594	天明 4	1784	
47	井之西村	仙右衛門	文禄 3	1594			
63	飯田村	橋本屋長左衛門	文禄 3	1594	天保 1 3	1842	
13	本江村	七藏	文禄 4	1595	正保 4	1647	
27	藤之瀬村	宗十郎	文禄 4	1595			
15	木庄村	六左衛門	慶長 2	1597	嘉永 5	1852	
22	鶴川村	安田屋平右衛門	慶長 2	1597			
30	大久保村	九兵衛	慶長 2	1597	正徳 5	1715	
21	谷屋村	藤八	慶長 4	1599	天保元	1830	
70	宮犬村	利兵衛	慶長 1 8	1613			両家に泊
83	羽根村	長三郎	慶長 1 8	1613			
33	万食村	新九郎	慶長 1 9	1614	寛政 8	1796	
36	五十里村	甚九郎	慶長 1 9	1614	天保 2	1831	
82	小浦村	四郎左衛門	慶長 1 9	1614			
78	山中村	甚右衛門	元和 2	1616	文化 8	1811	
80	程谷村	七郎兵衛	元和 2	1616			
48	川西村	佐助	元和 4	1618	文政 1 1	1828	
69	上村	孫市	元和 4	1618			
10	中居村	新右衛門	元和 9	1623	宝曆 8	1758	
23	七海村	小川市郎右衛門	元和 9	1623	享和 2	1802	
31	五郎左衛門分村	新右衛門	寛永 2	1625	文化 2	1805	
49		惣右衛門	寛永 7	1630	天保 8	1837	
75	行之延村	六兵衛	寛永 1 1	1634	延享 2	1745	暫時滞之相成
62	外川原村	小四郎	寛永 1 9	1642			
35	本江村	長左衛門	正保 4	1647	寛政 6	1794	
13		甚七郎	慶安元	1648			
55	鈴屋村	茂八郎	慶安 2	1649	文化 3	1806	
25	井之平村	小兵衛	承応 2	1653	天保 3	1832	
71	新保村	山三郎	承応 2	1653	宝曆 8	1756	
50		下時國藤左衛門	明暦 2	1656	宝曆 9	1756	
39	国光村	助九郎	明暦 3	1657			
53		成政惣治郎	明暦 3	1657			両家とも定宿
53		九兵衛	明暦 3	1657			両家とも定宿
28	曾又村	孫作	万治 2	1659			
59	洲巻村	小右衛門	万治 2	1659	文化 1 4	1817	
14	本山村	半四郎	万治 3	1660	嘉永 4	1851	
73	秋吉村	六兵衛	寛文 2	1662	天保 4	1833	
66	金峰寺村	助五郎	寛文 8	1668	文政 9	1826	
9	七海村	四郎兵衛	延宝 2	1674	文政 2	1819	
11	沖名古村	弥右衛門	天和元	1681			
29	神和住村	藤右衛門	天和元	1681	天保 1 4	1843	
68	松波村	久作	貞享 3	1686	明和 2	1765	
77	國重村	大畠甚六	元禄 1 5	1702			
41	小間生村	藤右衛門	正徳 2	1712			
54	堂ヶ口村	徳右衛門	正徳 2	1712	天保 1 3	1842	
61	中村	長左衛門	正徳 2	1712	嘉永 2	1849	
79	満泉寺村	新右衛門	正徳 2	1712	文政 2	1819	
76	時長村	治右衛門	正徳 4	1714			
45		藤三郎	正徳 5	1715	天保 5	1834	

30	与三兵衛	享保元	1716			
44	徳成村	太郎右衛門	享保2	1717		
8	鹿島村	孫左衛門	享保9	1724	文化3	1806
57		与三兵衛	享保9	1724	文政6	1823
74	不動寺村	三右衛門	元文2	1732	嘉永2	1849
40	久田村	作左衛門	元文4	1739		
43	東村	喜右衛門	寛保2	1742		
6	豊田町村	宇左衛門	寛延2	1749		
5	豊田村	孫三	宝暦元	1751	文政2	1819
46	桶戸村	与四兵衛	宝暦2	1752		
70		孫左衛門	宝暦2	1752	安政6	1859 両家に泊
52	曾々木村	久治郎	宝暦10	1757		
10		徳千代	宝暦9	1759		
65	上戸寺社村	権兵衛	明和2	1765		
68		兵三郎	明和3	1766	文政5	1822
64		喜兵衛	天明2	1782		
33		宗十郎	寛政9	1797		
19	柱山村	与三郎	享和2	1802		
3	八幡村	馬治郎	文化2	1805		年番
3		忠左衛門	文化2	1805		年番
72		弥三兵衛	文化2	1805	天保14	1843 両家に泊
9		宗三郎	文政3	1820		
11		万助	文政11	1822		
57		兵治郎	文政7	1824	安政5	1858
1		高橋清右衛門	文政8	1825		
48		田長之利兵衛	文政12	1829		
25		庄兵衛	天保4	1833	安政2	1855
24		与三兵衛	天保5	1834		
45			天保6	1835		村中廻り宿
25		小兵衛	安政3	1856		
60		太兵衛	安政5	1858		
57		助六	安政6	1859		
75		六兵衛	安政6	1859		
14		治郎作	文久2	1862		
42	圓山村					以前より肝煎宿

本表は芦餅寺等覚坊史料『自坊旧記』のなかの【諸国配札檀那廻り之心得方につき覺書】の記載に依り、能登国檀那場の定宿をその開始年で並び替えたものである。No.は史料記載の順序を示す。なおNo.42圓山村は開始年が記載されていなかったため再下段に配置した。



【図2】『自坊旧記』にみる等覚坊能登国檀那場の定宿分布

[凡例]

本図は芦嶋寺等覚坊史料『自坊旧記』のなかの〔諸国配札檀那廻り之心得方につき覺書〕の記載に依り、能登国檀那場の定宿分布を示したものである。●は天正18年（1590）に開始された定宿町村、○（灰）は天正19年（1591）から慶長4年（1599）にかけて開始された定宿村、○（白）はそれら以降に開始された定宿村である。なお本図の番号は、史料掲載の順番であり、【表】の番号と対応している。なお、定宿が置かれた村をすべて示しており、途中で定宿がなくなった村も含んでいる。本図の作成については、田村亜祐美氏の協力を得た。

急々可馳走候」⁴⁸⁾とみえることから、奥能登の在地小領主層を扶持米取りとして政権の給人層に位置づけることであった。これが前田政権の在地掌握の特徴であり、天正10・11年には短期間のうちに利家が「其在所肝煎為褒美、居住近所拾五俵令扶助畢、弥可抽馳走者也」⁴⁹⁾として奥郡在地の扶持給与者を次々と設定している。

若林喜三郎氏は、天正期に利家から扶持をうけた在地小領主層を「初期扶持百姓」と名付け、その期待された役割について、①軍事行動への奉仕、②船裁許と隠密、③子弟の武家奉公、④逃散百姓の帰村還住の督促、⑤荒地回復と開墾の奨励、⑥夫役の徵収、⑦山の管理、⑧租税収納の督促、⑨蔵米の管理と搬出、などに分類した⁵⁰⁾。こうした初期扶持百姓は、天正16年まで44家ほどが知られるが、その分布をみると珠洲郡17家、鳳至郡17家、鹿島郡5家、羽咋郡4人で奥能登に圧倒的に多い。その理由としては、珠洲郡海岸が防衛上の重要地点であったことは間違いないであろう⁵¹⁾。軍用船や軍需品、夫丸（人夫）の差出しを緊急に差配する、海岸を見回り異変があれば報告することなどは初期扶持百姓の特殊任務とはいえ、戦時中にあって、利家が重要視したものであろう。さらに、奥村哲氏は⁵²⁾、こうした分布状況を地形的観点で分析し、それらの総体的な類似点を「農業生産力の発展度に関して順調な伸長度を示した地域ではなかったか」とし、「海の利用度が多くかったということの経済関係が指摘できる」としているが、筆者も船持の経済活動を無視できないと考えうるのである。

さらに、前田利家は、能登入部まもなく戦闘下の一方で、兵糧確保のため村高の掌握と年貢徵収体制の確立につとめた。史料上の初見は、天正10年3月25日付鹿島郡国分村の小縄打帳があり、同年8月8日付羽咋郡福野村水帳、同年11月20日付鹿島郡熊淵村検地帳がそれに続く⁵³⁾。天正11年には、時国村・大野村縄打打渡状、院内村縄打目録、荻嶋村検

地打渡状があり、沖波村で検地が実施された記録（水帳は未発見）があるが、入部早々、検地またはそれに準ずる方法で村の収穫高が決定されている。しかるに、こうした旧来の生産関係とは異なる関係の登場は、やがて在地百姓にとって負担過重となり、走り百姓が頻発するという在地構造を生みだすのであるが、天正期末の奥能登では、農業生産力離散の状態が展開しながらも、他方で前田政権の経済的再生産に組み込まれた初期扶持百姓を中心に諸産業の奨励がはかられ、たとえば時国家のように豪富を誇示するものと貧農との分化が徐々に進行していたものと考えられる。

4-2-3. 粟蔵村彦丞と時国村左衛門

天正18年に等覚坊が定宿とした鳳至郡の粟蔵村彦丞（粟倉家）は、初期扶持百姓の一人で船の裁許に任じられ、奥能登の船主を統率する立場でもあつた人物である。彦丞の息子彦十郎は、利家家臣団に取り立てられて破格の待遇をうけている。

天正10年5月利家より彦丞宛書状では「急度申遣候、能州珠洲鳳至郡両郡之縁者親類たりと云共、若計儀之者於有之ハ急ギ可注進候。是より士使を指下しからめ取可申候。万事あ已くら分別肝要候」⁵⁴⁾とあり、このことについて奥村哲氏は、この段階で「珠洲、鳳至という地域内において血縁的関係を取り結んでいる広い範囲の通婚圏が存在し、その通婚圏において地域的連合形ができ上がっていることを理解する」との見解を示しているが、まさに粟蔵村彦丞は、そのように存在した血縁的な地域間ネットワークを統轄していたのである。

さらに、浅香年木氏は、中世奥能登における庄や村の枠を越える幅広い地域的連関の存在について宗教的側面から考察している⁵⁵⁾。浅香氏は奥能登鳳至郡岩倉寺所蔵の永正4年（1507）棟札を取り上げ、そこに伽藍再建に奉加した人々が地名を冠した奉加衆として列挙されていることに注目した。その奉加

衆の範囲は「珠洲・鳳至両郡の東半分に広がっている」とともに、その広がりの基盤には「在地の寺社が庄郷を越えて写経や法会を通じ成立させていた相互扶助の関係が存在していた」とした。そして、こうした宗教的ネットワークの中心にあったのは「奉加衆として現れるような名主を中心とする村落上層の土豪・農民層」と想定している。こうした奥能登に形成されていた血縁的・宗教的ネットワークを統轄する重要な人物の一人として、栗蔵村彦丞を位置づけることができよう。

一方、時国村左衛門は、周知の通り大納言平時忠の末裔と伝えられ、奥能登を代表する名族である。町野川下流域に勢力をもった時国家は、長氏が支配していた時期には下町野荘岩藏の年貢米を収納する責任者であったとみられる。時国家左衛門は船持ちで、天正期にはすでに蝦夷地から海産物を仕入れ、上方方面まで販売に出かけたことが「上時国家文書」によって知られ、幅広い範囲での海運業に従事しており、近接する曾々木海岸では製塩なども手がけ、さらには生活に困窮した百姓に対して高利貸も営み、すこぶる富を蓄積していた人物であった。時国家は元和・寛永頃（1615～1644）、12代藤左衛門の代で両家に分立したと推定され⁵⁶⁾、上時国家を「上様」または「左門様」、下時国家を「下様」または「藤左衛門様」と敬称していたようである。因みに等覚坊は、分立した下時国家も明暦2年（1656）から定宿として確保している。

総じて、等覚坊が、初期段階から奥能登の初期扶持百姓や海商宅と檀家縁を結び定宿を確保したのは、これらを拠点とすれば奥能登における廻檀配札活動をスムーズに進む可能性が高いと判断したためであり、一定の指向性を有して、奥能登における檀那場の拡張にむけて戦略性をもって臨んだことがうかがえよう。その方針は富裕層の定宿確保はもとより、奥能登に発達していた地域間ネットワークの根幹を押さえるという、戦略的意図が働いていたもの

と推し量られるのである。

4-2-4. 天正期における芦嶋寺を取り巻く情勢

さて前項では、天正期に等覚坊が檀那場としての能登国に着目した歴史的背景について私考した。

もっとも、天正期の能登国定宿との檀家縁の直接的あるいは間接的な機縁については等覚坊とその定宿との間に介在していた何らかの人間関係を究明することが求められるが、本史料からはその手がかりを得ることは困難であり、今後の課題したい。本項では、天正18年、すなわち能登国定宿の開始時期についてさらなる検討を加えたいと思う。

前田利家は、天正13年閏8月1日に越中国の新川郡を除く砺波・射水・婦負郡を秀吉より与えられる。しかるに、新川郡は佐々成政が秀吉より肥後転封となる天正15年6月2日までは成政の支配下にあり、利家は預かり地の代官でしかなく、その後も文禄4（1595）年7月まで領有権はあくまで秀吉にあった⁵⁷⁾。こうした状況下、天正16年11月に利家は立山仲宮寺衆徒・社人宛に嫗堂へ100俵の地を寄進している。さらに天正18年2月には、前田安勝が嫗堂寄進地の諸役を免除している。こうした天正期の一連の特権付与は、あくまで前田氏の名で発給されており、宛所であった中宮寺衆徒・社人にとっては前田氏の寺社政策の一環として捉えられ、立山寺・中宮寺に対する支配方針が庇護という基調であったことは大きな意義があったものと思われる。

それまで立山山麓の衆徒・社人は、利家の新川郡における寺社政策に対して不安感に包まれていたことは想像に難くない。その根拠としては、口能登で一大勢力を誇った真言宗の石動山天平寺衆徒が、天正10年（1582）に温井・三宅等の上杉勢とむすんで前田利家に抗戦したが、敗北して一山ことごとく焼失したことが挙げられる。五社権現を奉じて逃げのびた和平派の衆徒72坊は現在の七尾市郊外にある伊掛山に蟄居謹慎させられたとされる⁵⁸⁾。翌年10

月、正親町天皇の綸旨⁵⁹⁾が出され、利家は石動山の一山再興を託され、天正19年には伊掛山の麓に近い沢野の地に100俵を寄進した⁶⁰⁾。さらに、慶長2年(1597)、堂舎がようやく竣工し、ここに至って利家は石動山への「還住」を許可している⁶¹⁾。こうした前田氏の厳重な監視体制下におかれていた石動山衆徒の情報を、周辺域の人々は当然ながら得ていたものと推断されうる。天正期にはいまだ本格的な堂塔伽藍の復興はなく、中世石動山衆徒の口能登周辺域における宗教的活動⁶²⁾もかなり衰退していたものと思われる。

したがって、天正18年頃の芦嶋寺衆徒を取り巻く社会的・宗教的情勢とは、前田氏の領国支配がいまだ確立してはいないが、媼堂への寄進一諸役免除という芦嶋寺衆徒への特権付与が明瞭に打ち出された時期であって、そうした庇護方針のもとで前田氏領内、とりわけ能登国での新規の勧進活動を行いやすい状況であったことは容易に想像されうる。さらには、前田氏が政権基盤に組み込んだ初期扶持百姓は経済力を備えていたばかりでなく、地域間ネットワークの結節点として重要な位置にある人々であり、こうした人々との檀縁をとりつけることで周囲の村々において勧進活動を展開しやすくなるという利点が働いていたものと推し量られるのである。

とすれば、かような情勢下、能登国での檀縁家の獲得を求める等覚坊は、能登国の内部情報を迅速かつ的確に収集し、詳細な「在地情報」に基づいて檀那場を戦略的に拡張しようとしたことが想定されうる。日光坊の三河国・尾張国・美濃国における檀那場形成（その起源はいまだ判然としない）にあっても、等覚坊のように在地小領主層を取り込み、活動の拠点を「定宿」として設定し、彼らを中心とする地域間ネットワークを利用・活用しながら檀那場を拡張したとすれば、あらかじめ他国の詳細な「在地情報」を必要としたはずであろう。したがって、芦嶋寺の各宿坊家がそのような「在地情報」をどのよ

うに得ていたのかが、さらなる課題として浮上してくるのである。

本稿では、いくつかの推論をあげておく。まず、戦国期には、能登国はもとより、三河国・尾張国・美濃国・信濃国といった各方面から靈山・立山へ「禅定」および「登拝」⁶³⁾に訪れる修験者・宗教者、さらには行商人等の数的拡大があり、交通路の中継地として機能していた芦嶋寺は、なかば各国情報の集積地の様相を呈していたのではないかと想像される。また、在地における寺社との連関のなかで、情報を得ていた可能性もあるが、あくまで憶測の域を出ないため、別稿で検討したいと思う。

4-2-5. 能登国における檀那場形成プロセス

さて、能登国における「定宿」の形成順序は、等覚坊の檀那場形成のプロセスを何らかの形で反映しているものと考えられる。

先に見たように、天正18年(1590)に13町村で定宿を確保したのに続いて、翌年には石井村(善五郎)、大野村(仁右衛門)、南山村(重兵衛)、真脇村(伊勢屋兵五郎)の4村を定宿に追加している。慶長4年(1599)まではほぼ毎年、コンスタントに定宿が増加していることから、この間は廻檀配札活動を続けながら檀那場の拡大も進んでいたものとみられる。

慶長4年までに増加した定宿の分布【図2】を見ると、天正18年の定宿を拠点として、その周辺村に広がっていることがわかる。とくに宇出津町一粟蔵村の南北ラインを軸に、東西の村々へ拡大していく様相が看取される。そして年次が確認される幕末期の文久2年(1862)まで、徐々に定宿を増やしており、それに伴って檀那場も面的に拡大していくものと推察される。

また、奥能登のなかで珠洲郡周辺は相善坊の檀那場であったが、等覚坊の檀那場とはそれほど競合しておらず、定宿の形成過程を見ても、その地域への

進出は飯田村などを除いては殆どみられないことから、おそらく等覚坊と相善坊は同時期に能登国で檀那場を形成していったものと思われる。

なかでも注目すべきは、天正18年から慶長4年まで設定された定宿のなかに、山田屋仁助、伊勢屋兵五郎、角屋藤兵衛、橋本屋長左衛門、安田屋半右衛門という屋号が付された人物が見られ、如何なる商売を展開していたのかは今のところ判然としないが、おそらく商人ではないかと思われる。等覚坊の定宿は一定ではなく、年番の取り決め、あるいは途中で廃止されたり町村内の別宅に変更されたりするケースがみられるが、本史料では定宿の延べ数は84町村にまで及ぶ。そのうち商人とみられる屋号が付された人物の定宿開始は、能登国檀那場形成の初期段階にみられる点が興味深い。当初から庄屋（名主）だけでなく、こうした商人層も取り込み、荷物の運送などの協力を得ていたのであろうか。

ともあれ、等覚坊の能登国檀那場は、ある時期に一挙に形成されたものではなく、江戸時代を通じて長い期間を要して形成されたものである。

ところで、等覚坊の定宿増加の状況から、廻檀配札活動の盛衰もうかがうことができる。定宿の増加が滞るのは、おもに①慶長5年（1600）以降、②

明和4年（1767）以降、③天保7年（1836）以降である。①の停滞期は、関ヶ原の戦などによる全国的な政情不安期と時期的に符合する。②は安永・天明期（1772～1789）で、とくに安永2・3年頃は能登諸村も含めて加賀藩領内でひろく疫病が流行していた時期である⁶⁴⁾。芦嶋寺でも人口が激減していたことが推測されており⁶⁵⁾、等覚坊の廻檀配札活動にも影響が及んでいたことがうかがえる。③はいまでもなく天保期（1830～1844）のたび重なる凶作が影響しており、嘉永期（1848～1854）にもその状況は変わっておらず、当該期には芦嶋寺が困窮して寺社奉行所に貸米・被下米を願い出ている⁶⁶⁾。等覚坊の檀那場経営は農村を主体しており、安定的な利益を得られる状況ではなく、定宿数の停滞状況がそれを示しているよう。

他方で、慶長期後半から元和期、あるいは正徳・享保期、宝暦期、文化・文政期は定宿数が増加している。この点は史料的に検証されてこなかったことであるが、芦嶋寺の廻檀配札活動が社会的情勢の比較的安定していた時期に伸長し、檀那場も拡大していたことを、間接的ではあるが数値的様相として示しているものである。

おわりに

芦嶋寺宿坊家における廻檀配札活動の起源と檀那場形成過程の問題は、それを直接的に示す関係史料が今のところ見出せない状況にあって、本稿は、旧等覚坊に残存していた新出史料『自坊旧記』に記載された定宿の開始年と形成過程に着目して、その解明にむけての方法論を模索したものである。

従来、かかる問題はあまり議論されてこなかったが、本稿では能登国檀那場の起源をおそらく天正期後半であることを提唱し、それが当該期の時代的背景と如実に関係しているのではないかとひとまず

想定している。また能登国の大場は、短期間で一気に形成されたものではなく、まずは地域間ネットワークを統率する有力者を檀家に取り込み、交通上の要衝などの諸要素を包含したいいくつかの拠点となる定宿を設定し、そこから周辺域の村々に進出しながら徐々に檀那場を拡大していく様相として捉え、いわば檀那場の「点」から「面」へのプロセスにも言及した。

もとより、等覚坊は延宝2年（1674）加賀藩寺社奉行所への書上⁶⁷⁾には記載されておらず、『自坊

『旧記』によれば、坊号は存在していたが、宝暦元年によく「再建」された宿坊家である。この「再建」という表現は、ある程度堂舎が整い、宿坊機能も有する「宿坊家」となったことと理解されうる。したがって、天正期段階の等覚坊は、いまだ宿坊機能をもたない状態であるが、能登国での廻檀配札活動を開始し、檀家での仏前廻向などを中心にその活動範囲を徐々に伸長させていったことになる。とすれば、このことは檀那場の起源を考えるうえで、等閑視できない問題として浮上してくる。

これまでの檀那場の推移をめぐる議論では、延宝2年（1674）に8衆徒12神主であった芦嶋寺宿坊家の総数が、享和元年（1801）に33衆徒5社人に固定するまで次第に増加していることから、おそらくそれと並行して芦嶋寺衆徒の廻檀配札活動が拡大し、諸国の檀那場も形成・拡大されていったものとして議論が積み重ねられてきたが⁶⁸⁾、本史料を見る限りにおいて、必ずしもそのような単線的な議論ではないことを指摘することができる。

すなわち、享和元年までの芦嶋寺宿坊家の増加が意味するものは、堂舎が整備された宿坊機能を有する「宿坊家」の増加を示すものであるとみられ、—そこには近世の宗教者の職分の流動性という問題も含む—その背景には立山登拝人の増加による一山組織の総意による宿泊体制の整備があるとみられよう⁶⁹⁾。むろん、「宿坊家」の増加は、廻檀配札活動による収入増加にともなう坊家（衆徒）の経済的安定性の表れであるとも理解されるのであり、実相坊・泉蔵坊・大仙坊・龍泉坊・教順坊・玉仙坊・日光坊・金泉坊の8坊家は、すでに廻檀配札活動を展開して延宝2年段階で宿坊機能を有する経済的優位にあつた坊家である可能性が高い。さりながら、延宝2年段階でまだ坊号が見えない坊家が廻檀配札活動を開始していなかったとは必ずしも言えない。その一つの事例が本稿で取り上げた等覚坊という坊家であろう。

したがって、芦嶋寺衆徒の檀那場形成の起源は、延宝2年に坊号が確認される8坊家にとどまらず、いまだその段階で「宿坊家」には至っていない坊家、あるいは途中で断絶した坊家も包含した、芦嶋寺の坊家すべてに関わる可能性を秘めているものである。芦嶋寺の「宿坊家」の変遷は一様ではなく、廻檀配札活動の起源・形成過程も一様ではないことを前提として、ミクロな視点に立って個々の「宿坊家」について史料的検証を進めていくべきであろう。

さらに、本史料で見る限りにおいて、等覚坊の能登国檀那場の廻檀経路は、檀那場の形成過程とは一致しないことも指摘できるように思う。江戸後期の善道坊は、三河国檀那場の農・山・漁村などで各村々の庄屋宅から次の庄屋宅といった具合に、一筆書きのように順番に廻檀配札していたことが知られており、明治期に旧等覚坊の檀那場を譲り受けた旧宝泉坊も能登国で同様の方法で巡回していたことが明らかとなっている⁷⁰⁾。等覚坊の場合は、はじめは拠点となる定宿は近接しておらず、いまだ「点」でしかなく、それらを結びながら廻檀配札を行ったものであろう。それら拠点となる定宿の周囲に新たな定宿が拡張されていくなかで、荷物の配送システムも整い、やがて檀那場が「面」として形成され、そこでようやく一筆書きのように順番の廻檀配札が可能となる。能登国のような農・山・漁村における檀那場では、主としてその領域の成熟度が廻檀経路の有様を規定していくのであって、あくまで廻檀経路は時期的変遷を伴うことを前提としなければならないであろう。

以上、本稿では、芦嶋寺衆徒の檀那場の起源と形成過程について若干の考察を試みてきた。これまで諸先学により解明されてきた、芦嶋寺衆徒の檀那場の実態にかかる知見は、ある程度檀那場が形成された段階（江戸後期）のものであり、原初的段階あるいは形成途中の知見はいまだ乏しいと言わざるをえない。本稿での問題提起が、研究史的課題の克服に

むけての一助となれば幸いである。

ただし、本稿で着目した「能州御祈祷檀那配札之砌、定宿之覚」に記載される、定宿の開始年（天正18年）について、いまだ検討の余地は残されている。

本記載は、天正期に書かれたものではなく、「旧記」・「承伝」および手帳に基づいて、幕末期の文政2年以降、再編集して書かれたものである。しかしながら、筆者は、定宿の記載部分について、外部にむけて等覚坊の由緒やそれに基づく権威を高めるためのものではなく、あくまで等覚坊の子孫が能登国での配札活動を円滑に行うため、必要な情報を「旧記」等に基づいて記載したものと判断しており、その内容に編者の恣意的な改変は見いだせないと考えている。

もっとも、開始時期を天正後期と記載しているものは他にも見られる。それは、たとえば、主に三河国で廻檀配札活動を行っていた善道坊の寛政5年（1793）檀那帳や嘉永3年（1850）檀那帳の裏表紙に散見される。廻檀配札活動の開始を天正後期としているのは、本稿で述べたような天正期の政治的・社会的背景に立って、後世において各宿坊家あるいは芦嶋寺一山がその開始時期を意図的に設定した

という可能性も残されている。筆者は、そのことが芦嶋寺宿坊家の廻国配札活動の起源を究明するうえで、避けて通れない課題であると認識している。したがって、今後、他宿坊家の子孫宅に残存する史料をさらに掘り起し、さらなる事例蓄積を重ねることが求められる。

こうした事例蓄積のなかで、近世後期において芦嶋寺一山が特別視していた等覚坊・相善坊・相真坊の「越能ニ配札之旧縁」がもつ意味についても「能州御祈祷檀那配札之砌、定宿之覚」の記載とあわせて、丹念に問われるべきであろう。

さらに、本稿で取り上げた『自坊旧記』には天正期奥能登における村名・人名などの貴重な情報が記載されているにも拘わらず、公刊されている各自治体史等にはその村名・人名が見えず、筆者の力量不足もあって本史料の記載情報を充分に把握・理解できていないという状況にある。それゆえ、本稿では奥能登における定宿相互の人間関係や商人層の内実などについて、ほとんど触れることができなかった。こうした問題を検討することは、かなり厳しい状況ではあるが、現地の史料・伝承を手がかりとしてさらなる検討を進めていきたいと思う。

謝辞

本稿を成すにあたって、貴重な史料の閲覧と翻刻文の一部掲載に御快諾いただいた所蔵者に感謝申し上げます。さらには本史料の解説を共にしていただ

き、有益な御助言をいただいた鈴木景二先生（富山大学人文学部）、作図をご協力いただいた田村亜佑美氏へ謝意を表します。

註

- 1) 木倉豊信編『越中立山古文書』(立山開発鉄道株式会社、1962年)。
- 2) 廣瀬誠編『越中立山古記録 第一巻』(立山開発鉄道株式会社、1989年)、高瀬保編『越中立山古記録 第二巻』(立山開発鉄道株式会社、1990年)、廣瀬誠編『越中立山古記録 第三巻』(立山開発鉄道株式会社、1991年)、高瀬保編『越中立山古記録 第四巻』(立山開発鉄道株式会社、1992年)。
- 3) 米原寛「芦嶋寺門前地の形態－宗教村落芦嶋寺の場合－」(『研究紀要』第1号所収、富山県[立山博物館]、1994年)、同「宗教村落芦嶋寺の「村」としての性格－税負担の面から－」(『研究紀要』第11号所収、富山県[立山博物館]、2004年)、同「近世における芦嶋寺の「境界認識」について」(『研究紀要』第20号所収、富山県[立山博物館]、2013年)、特別企画展展示解説書『「山宮」に生きる－立山のくらしと民具－』(富山県[立山博物館]、2003年)等の研究成果がある。
- 4) 地方文書を分析した先駆的研究として、日和祐樹「立山信仰と勧進」(高瀬重雄編『白山・立山と北陸修験道』所収、名著出版、1977年)、寺口けい子「芦嶋寺善道坊諸国檀那廻りの実態」(『富山史壇』第67号所収、越中史壇会、1977年)がある。
- 福江充『立山信仰と立山曼荼羅－芦嶋寺衆徒の勧進活動－』(岩田書院、1998年)、同『近世立山信仰の展開－加賀藩 芦嶋寺衆徒の檀那場形成と配札－』(岩田書院、2002年)、同「加賀藩芦嶋寺衆徒の檀那場形成と廻檀配札活

- 動』(青柳周一、高埜利彦、西田かほる編『近世の宗教と社会 I 地域のひろがりと宗教』所収、吉川弘文館、2008年)、同『江戸城大奥と立山信仰』(法蔵館、2011年)をはじめとする詳細な檀那帳分析による一連の研究があり、本稿での芦嶋寺宿坊家にかかる記述もその研究成果に負うところが大きい。
- 拙稿「立山新道における開通社の歴史的評価」(『富山史檀』第151号所収、越中史壇会、2007年)、同「黒部川「平」における刎橋計画について」(『研究紀要 黒部』第14号所収、日本黒部学会2007年)、特別企画展展示解説書『異人たちが訪れた立山カルデラ』(立山カルデラ砂防博物館、2006年)。
- 高瀬重雄「ウイリアム・ガウランドと立山」(高瀬重雄文化史論集1『立山信仰の歴史と文化』所収、名著出版、1981年)。
- 佐伯幸長『立山信仰の源流と変遷』p225～226、高瀬重雄『立山信仰の歴史と文化』p234～235を参照。
- 廣瀬誠編『越中立山古記録 第三巻』p229～231、p256～257掲載の翻刻文と同じものである。
- 「芦嶋寺高割山絵図」(個人蔵)。同絵図の成立年は不詳であるが、衆徒家・社人家の数から享和元年(1801)以降であることは確実である。筆者は、玉橋付近の「制札」の記載から、その成立時期を「制札」普請が行われた天保13年(1842)以降ではないかと推察している。
- 芦嶋寺一山組織の変遷については、福江充「立山山麓芦嶋寺宿坊家の檀那帳にみる立山信仰－立山

信仰の伝播者芦嶋寺衆徒の廻檀配札活動と檀那場－」(同『近世立山信仰の展開－加賀藩芦嶋寺衆徒の檀那場形成と配札－』所収)を参照。

- 11) 福江充「富士山・立山・白山の三山禪定と芦嶋寺宿坊家の檀那場形成過程」(『研究紀要』第10号所収、富山県[立山博物館]、2003年)。
- 12) 木倉豊信編『越中立山古文書』p55～56。
- 13) 高瀬重雄「立山山麓における宗教村落の構成と統制－近世の芦嶋寺と岩崎寺について－」(同『立山信仰の歴史と文化』所収)。
- 14) 「天保十三年度 諸堂勤方等年中行事外数件」(高瀬保編『越中立山古記録 第四巻』所収、p35～64を参照)。
- 15) 「文政十二丑年 當山古法通諸事勤方旧記 五月改之芦嶋寺」(廣瀬誠編『越中立山古記録 第一巻』所収)、「天保十三年度 諸堂勤方等年中行事外数件」(高瀬保編『越中立山古記録 第四巻』所収)。年頭御礼については、福江充「芦嶋寺一山衆徒の加賀藩主に対する年頭御礼について」(『研究紀要』第9号所収、富山県[立山博物館]、2002年)を参照。
- 16) 米原寛氏は芦嶋寺門前の歴史的特質について検討を加えている。米原寛「芦嶋寺門前地の形態－宗教村落芦嶋寺の場合－」(『研究紀要』第1号所収、富山県[立山博物館]、1994年)を参照。
- 17) 江戸時代、芦嶋寺における宿坊の焼失・類焼はたびたびあり、奉加による伽藍の再建が行われたことが知られる。例えば「芦嶋寺日光坊再建奉加帳」(元治2年)などがそれに相当するが、等覚坊の

- 伽藍再建についてはどのように行われたのかは未詳である。
- 18) 高瀬重雄「ウイリアム・ガウランドと立山」(高瀬重雄文化史論集1『立山信仰の歴史と文化』所収) p365では佐伯正範の没年日を明治22年(1889)3月5日としているが、本史料と齟齬がある。おそらく本史料の没年月日が正しいと思われる。
- 19) 福江充「幕末期 江戸の立山信仰—芦嶋寺宝泉坊の江戸の檀那場と廻檀配札活動の実態—」(同『近世立山信仰の展開—加賀藩芦嶋寺衆徒の檀那場形成と配札—』所収)。
- 20) 佐伯幸長「明治維新の改革とその後」(同『立山信仰の源流と変遷』第六章所収、立山神道本院、1973年)。
- 21) 明治時代の立山講社を論じたものに、米原寛「神仏分離と立山講社」(『研究紀要』第3号所収、富山県[立山博物館]、1996年)、福江充「立山講社の活動—近代化のなかでの模索—」(『研究紀要』第3号所収、富山県[立山博物館]、1996年)、同「近代の立山信仰—立山山麓芦嶋寺村旧宿坊家衆徒による立山講社の活動—」(『日本近代代佛教史研究』第4号、日本近代佛教史研究会、1997年)などがある。また明治維新期の立山登拝の実態と宿坊機能を明らかにしたものとして、加藤基樹「明治維新期における立山登拝と「立山信仰」—登拝者の実態にみる民衆信仰史の一齣—」(『研究紀要』第19号所収、富山県[立山博物館]、2012年)がある。
- また大正5年創立の東京神道立山講社(本部:東京小石川区八千代町)を論じたものに、高岡陽一「大正登山ブーム到来への過渡期における立山の登山環境について—大井冷光の見た「立山登山」をとりまく状況—」(『研究紀要』第

- 14号所収、富山県[立山博物館]、2007年)、福江充「立山講社と東京神道立山講社にみる近代の立山信仰—東京神道立山講社と相撲の立浪部屋にもふれながら—」(『北陸宗教文化—島岩博士追悼記念論文集』第21号所収、北陸宗教文化学会、2008年)、奥澤真一郎「『立山登山設備案』に関するうごき—佐伯茂治と大町桂月との関係をとおして—」(『研究紀要』第21号所収、富山県[立山博物館]、2014年)などがある。
- 22) 「明治元年十一月 神仏混淆ニ付歎願」(『越中立山古記録第三巻』所収)。
- 23) 木倉豊信編『越中立山古文書』 p121。
- 24) 「明治二巳年三月 王政一新ニ付改名帳」(『越中立山古記録第三巻』所収)。
- 25) 木倉豊信編『越中立山古文書』 p121~122。
- 26) 木倉豊信編『越中立山古文書』 p124~125。
- 27) 木倉豊信編『越中立山古文書』 p126。
- 28) 佐伯幸長「明治維新の改革とその後」(同『立山信仰の源流と変遷』第六章所収)。
- 29) 木倉豊信編『越中立山古文書』 p140。
- 30) 註28)に同じ。
- 31) 近年、加藤基樹氏は、習俗としての立山信仰を再検討するなかで、明治維新期にも加越能地域(とくに越中)からの民衆による立山登拝の実績がある程度認められ、宿坊機能や山案内機能も十分に維持されていることを明らかにし、そこから立山信仰の本質的議論の必要性を提言している。加藤基樹「明治維新期における立山登拝と「立山信仰」—登拝者の実態にみる民衆信仰史の一齣—」(『研究紀要』第19号所収)を参照。筆者は、加藤氏の提唱する本質的な立山信仰の議論には立ち入らないが、明治維新期にそうした状況下ならば、あくまで宗教的施設の壊滅的打撃が深刻であったという理解はそうであるが、立山登拝者は絶え間なく訪れてくるため、それを受け入れることで、むしろ芦嶋寺では渡世生業のための新たな方策がとられていたのではないかと考えるので、本稿ではそこに着目して論じている。本稿で取り上げた旧等覚坊も急激な社会変化に翻弄され、芦嶋寺のなかで孤立しながらも渡世生業のための方策を模索していた宿坊家の事例のひとつとして捉えることができ、そこに何らかの歴史的意義も見い出せるのではなかろうかと思われる。したがって芦嶋寺一山の組織的変容と「崩壊」については、別個の議論が必要であると私考される。
- 32) 「立山室所建物御拂下願」(木倉豊信編『越中立山古文書』p145所収)。
- 33) 「明治九年度 永約定之事 室堂一件外」のうち(『越中立山古記録第三巻』p283)。
- 34) 佐伯幸長氏の記述によれば、魚津愛宕社の祠掌5軒はその後、加入料1円50銭を納めて室所の共同経営へ加わったという。また大正6年に旧福泉坊も当時の金額で200円を納めるという特別な条件で共同経営に加わったようである。同『明治維新の改革とその後』(同『立山信仰の源流と変遷』第六章所収)を参照。
- 35) 註33)に同じ。
- 36) 註21)に同じ。
- 37) 加藤基樹「明治維新期における立山登拝と「立山信仰」—登拝者の実態にみる民衆信仰史の一齣—」(『研究紀要』第19号所収)。
- 38) 明治9年1月22付で両峰の旧神職が惣代連名で、立山雄山神社道路營繕之儀ニ付願」(『明治九年度 永約定之事 室堂一件外』の

うち、『越中立山古記録第三巻』(p287所収)を、県令山田秀典宛で提出し、道路營繕のため参拝人等より1名につき5厘宛を徴収することを願い出ているが、県当局から許可された形跡がみられない。許可が下りたかどうかは他史料による検証が必要であるが、明治10年前後は立山登拝者が減少していた可能性が高く、当該期、藤橋から室堂までの登拝道が修繕されず、一部で荒廃していたことが想像されうる。また明治12年7月には全国でコレラが流行し、患者数・死亡者数が相当数におよび、石川県内でも患者数約3万人、死亡者数が約2万人にも達していたとの記録がある。同年7月には県内の諸祭礼・興業も停止されている。前田英雄「コレラ発生状況の年表」(『大山の歴史と民俗』第12号、p 28) 参照。したがって、明治12年には立山登拝者数が回復せず、むしろ減少したことも推測され、それが室所などの諸収益の減少に直結し、危機感が高まるなかで、翌明治13年の立山講社を設立する機運が高まる一要因となったことは十分考えられる。ただ、今のところ史料的検証ができないため、ひとまず問題提起としておきたい。

39) 福江充「立山講社の活動—近代化のなかでの模索—」(同『立山信仰と立山曼荼羅—芦嶋寺衆徒の勧進活動—』所収)。

40) 佐伯立光『立山史談』p50 (大用堂、1965年)。

41) 福江充「加賀藩領国内の立山信仰—芦嶋寺衆徒が幕末期に加賀藩領内で形成した檀那場について—」(同『近世立山信仰の展開—加賀藩芦嶋寺衆徒の檀那場形成と配札—』所収)。

42) 『加賀能登宿所改帳』(年未詳、芦嶋寺雄山神社文書)。

43) 『立山開山大上人御教化血脉相

承芦嶋寺各坊諸国配札檀家縁弁当留記』(天保4年11月付、廣瀬誠編『越中立山古記録 第一巻』所収p195~202)。

- 44) 福江充「幕末期 芦嶋寺宿坊間の檀那場をめぐる争い」(同『近世立山信仰の展開—加賀藩芦嶋寺衆徒の檀那場形成と配札—』所収)。
- 45) 福江充氏は芦嶋寺衆徒の勧進方法について、衆徒の才覚・個性から得意な分野があったとして、江戸を檀那場としていた宝泉坊を「御祈祷主体型」とし、同じく江戸を檀那場としていた吉祥坊、あるいは善道坊(三河国)、相善坊(能登国)を「護符頒布主体型」とした。福江充『立山信仰と立山曼荼羅—芦嶋寺衆徒の勧進活動—』を参照。筆者もこうした宿坊間の差異を是認しており、勧進活動の実態はもとより、その起源や発達過程についても個々の宿坊毎に丁寧に分析・検討していく必要があると考えている。
- 46) 宇出津町は七尾湾の産物入出湊として重視され、天正13年(1585)前田利家から年貢米収納蔵の設置を命じられており、すでに天正期において漁獵・廻船を中心に能登における流通上の要衝であった。田中春男『近世在郷町の研究』(名著出版、1990年)。中世の地域的海運網のなかでの小廻しの中小廻船の活動については、永原慶二「中・近世日本海海運の構造と地域市場」(日本福祉大学知多半島総合研究所編『北前船と日本海の時代』、福井県南条郡河野村、1997年)等を参照。
- 47) 「芦嶋寺日光坊文書」(『立山町史』別冊所収、立山町、1984年)。日和祐樹氏は同文書を当該期における檀那場混乱の際の取り決め文書ではないかとし、それ以前の檀那場形成を想定している。さらに日和氏は「若宮堂寄進棟札」にみえる天正16年に大和宇多郡の加藤広が現当2世の安樂を祈願して若宮の一字を寄進している事実から、これを廻檀配札活動の結果とみている。その可能性は否定できないものの、いささか史料的根拠に乏しいと思われる。
- 48) 日置謙編纂『加能古文書』増訂版p712 (名著出版、1973年)。
- 49) 「菅原村・行長所宛利長給与状」(日置謙編纂『加能古文書』増訂版p730、1973年)。
- 50) 若林喜三郎『加賀藩農政史の研究(上巻)』(吉川弘文館、1970年)。
- 51) 珠洲市史編さん委員会編「藩政時代の珠洲」(『珠洲市史』第六巻通史・個別研究、北国新聞社、1980年)。
- 52) 奥村哲「豊臣期前田政権の地方支配に関する考察」(若林喜三郎編『加賀藩社会経済史の研究』、名著出版、1980年)。
- 53) 新田二郎「加賀藩における初期「村高」の性格」(同『近世越中の農村社会構造』所収、桂書房、1999年)。
- 54) 日置謙編纂『加能古文書』増訂版p725 (名著出版、1973年)。
- 55) 浅香年木「中世北陸の在地寺院と村堂」(同『中世北陸社会の信仰』所収、法政大学出版局、1988年)。
- 56) 坂下喜久次「上時國家と下時國家」(神奈川大学日本常民文化研究所奥能登調査研究会編『奥能登と時國家』研究編I所収、平凡社、1994年)。
- 57) 米原寛「近世最初期における前田氏の諸大寺対策」(『研究紀要』第9号所収、富山県[立山博物館]、2002年)。
- 58) 橋本芳雄「石動山縁起と五社権現」(高瀬重雄『白山・立山と北陸修験道』所収、名著出版、1977年)。
- 59) 「正親町天皇綸旨 天正十一年十月十七日付」(鹿島町伊須流岐比古神社文書)。

- 60) 「前田利家寄進状 天正十九年十一月廿五日付」(鹿島町伊須流岐比古神社文書)。
- 61) 「前田利家印判状 慶長式年七月九日付」(鹿島町伊須流岐比古神社文書)。
- 62) 中世に遡って石動山と関連していたと考えられる40箇所近くの口能登の宗教施設に関しては、由谷裕哉氏が菊池勇次郎氏の論考「能登の山林修行」を基に追加し、データベース化している。さらに由谷氏は近世の「石動山三百六十余坊」という表現を、おそらく邑知潟地溝帯に展開していた系列寺社の数を加えた総称ではないかと想定しているが、傾聴すべき見解である。由谷裕哉「中世後期石動修験の宗教的性格 再考」(同『白山・石動修験の宗教民族学的研究』所収、岩田書院、1994年)。
- 63) 久保尚文氏は熊野信仰の影響下での「禅定」から「登拝」の転換を想定し、立山登拝の大衆化を室町時代後期以降とする。同「室町期越中交通史の一考察」(同『越中中世史の研究』所収、桂書房、1983年)、「北陸道と熊野信仰」(『越中における中世信仰史の展開』所収、桂書房、1984年)などを参照。
- 64) 『加賀藩史料』第8編p892 (清文堂出版、1935年)。
- 65) 福江充『江戸城大奥と立山信仰』p20~21 (法藏館、2011年)。
- 66) 「天保十三壬寅年 当山速要御用留 定目代」(高瀬保編『越中立山古記録 第二卷』所収)。
- 67) 「一山旧記扣」(廣瀬誠編『越中立山古記録 第一卷』所収)。
- 68) 註4) と同じ。
- 69) 渡辺恒一「近世前期の社会と「身分的周縁」論」(『シリーズ近世の身分的周縁 6 身分を問い合わせ直す』所収、吉川弘文館、2000年)。
- 70) 註10) および39) と同じ。